

進路指導・卒後支援の手引き

《 保 護 者 版 》



北海道白樺高等養護学校

《2023 年度版》

進路指導・卒後支援の手引き

《 保 護 者 版 》



北海道白樺高等養護学校

《2023 年度版》

I 本校の教育

1 本校設立の経緯

1965 年（昭和 40 年）4 月、札幌養護学校を仮校舎として「北海道白樺養護学校」が開校され、新 1 年生 45 名（職業科）が入学しました。同年 12 月に札幌郡広島町字輪厚（現北広島市輪厚）の現在地に校舎新築第 1 期工事が完了し移転、1967 年（昭和 42 年）11 月に第 3 期工事が完了し落成しました。

1981 年（昭和 56 年）には学校名を「北海道白樺高等養護学校」と改称、1990 年（平成 2 年）4 月から学科制（5 学科）が導入され、同年 11 月には改築校舎が落成しました。

1991 年（平成 3 年）に、後期中等教育の保障を願う保護者の要望から、比較的障がいの重い生徒を対象としたモデル高等部が 2 学科（生活園芸科・生活窯業科）設置され 7 学科となりました。モデル事業は 5 年間で終了しましたが、高等部を希望する生徒の増加に対応するため、応急措置としての 7 学科体制がしばらく続きましたが、2017 年度（平成 29 年）入学生からは、比較的障がいの軽い・重いという表現がなくなり、学科名が変わりました。2019 年度入学生から園芸科が募集停止となり、6 学科体制となりました。

2 本校教育の概要

(1) 教育目標

本校設立の趣旨は、中学校（特別支援学級）や養護学校中学部を卒業した生徒のうち、職業自立の難しい生徒に、さらに 3 年間の教育を継続して社会自立を図ることにありました。開校以来 50 余年、本校で学んだ多くの生徒が民間企業に就職し、働きながら地域生活を送りたいという生徒の一定の願いに応えることができました。この間、単置高等部の増設、義務制養護学校にも高等部を併設し、障がいの重い生徒の後期中等教育保障と量的な拡大が図られてきました。

1959 年（昭和 34 年）に北欧で提起されたノーマライゼーションの理念と思想は、国際障がい者年(1981 年)で、障がい者の「完全参加と平等」の実現として提唱され、「国連・障がい者の十年」(1983～1992 年)「アジア・太平洋障がい者の十年」(1993～2002 年)として具体的に組み込まれていきました。

我が国においても、1982 年（昭和 57 年）に「障がい者対策に関する長期計画」が、さらに 1993 年度から 10 年間で想定した新たな「障がい者対策に関する新長期計画」が策定されました。また、北海道においても、1993 年に「障がい者に関する新北海道行動計画」が策定され、障がい者の主体性や自立性の確立、全ての人の参加による平等で住みよい社会の実現＝ノーマライゼーション社会の実現を目指して推進されることになりました。

ノーマライゼーションの基本理念は、障がいのある人もない人も同じ地域で当たり前で生きられる社会の実現であり、そのためには、障がい者の自己決定と本人参加、参加を阻むバリアの除去、地域生活を営むための適切な援助が条件とされなければなりません。すなわち、障がい者を施設等に隔離するのではなく、地域で、同じ時代の、同じ地域に生きる障がいのない人が享受している生活と同じ生活が営めるという QOL (Quality of Life) が重視されるようになってきました。

我が国では、これまで、障がい児への教育は、社会自立（職業的・身辺的自立）を目標として行われてきましたが、ノーマライゼーション理念の広まりは、これまでの「自立」の概念を変え、職業的・身辺的自立ができなくても「必要な支援を受けながら、自分がどういう生き方をするか、自ら選択し決定すること」が自立であるという考え方が定着してきました。

このような流れを受けて本校では、生徒一人一人が社会の構成員として豊かな社会生活を送ることができるよう、生徒がその持てる能力を発揮させ、豊かな心と健康な体、基礎的な知識技能の獲得、労働の喜びを学ぶことができるようにするため、1998 年（平成 10 年）4 月から、教育目標を次のように定めました。

自己の能力を伸ばし 心豊かに たくましく生きる人を育てる

(2) 具体目標と付けたい力

ア 自分でやりとげる力を育てる

- ・自己のよさに気付き、意欲的に行動できる力・・・・・・・・自己肯定と学ぶ力
- ・目標に向かい主体的・自律的に生活する力・・・・・・・・思考・判断・行動する力

イ 豊かな感性と心を培い、それを表現する力を育てる

- ・自己の感情を安定させ、自己をコントロールする力・・・・自己理解と調整する力
- ・感動を共有し、感情や思いを理解し、表現する力・・・・理解・表現・共有する力

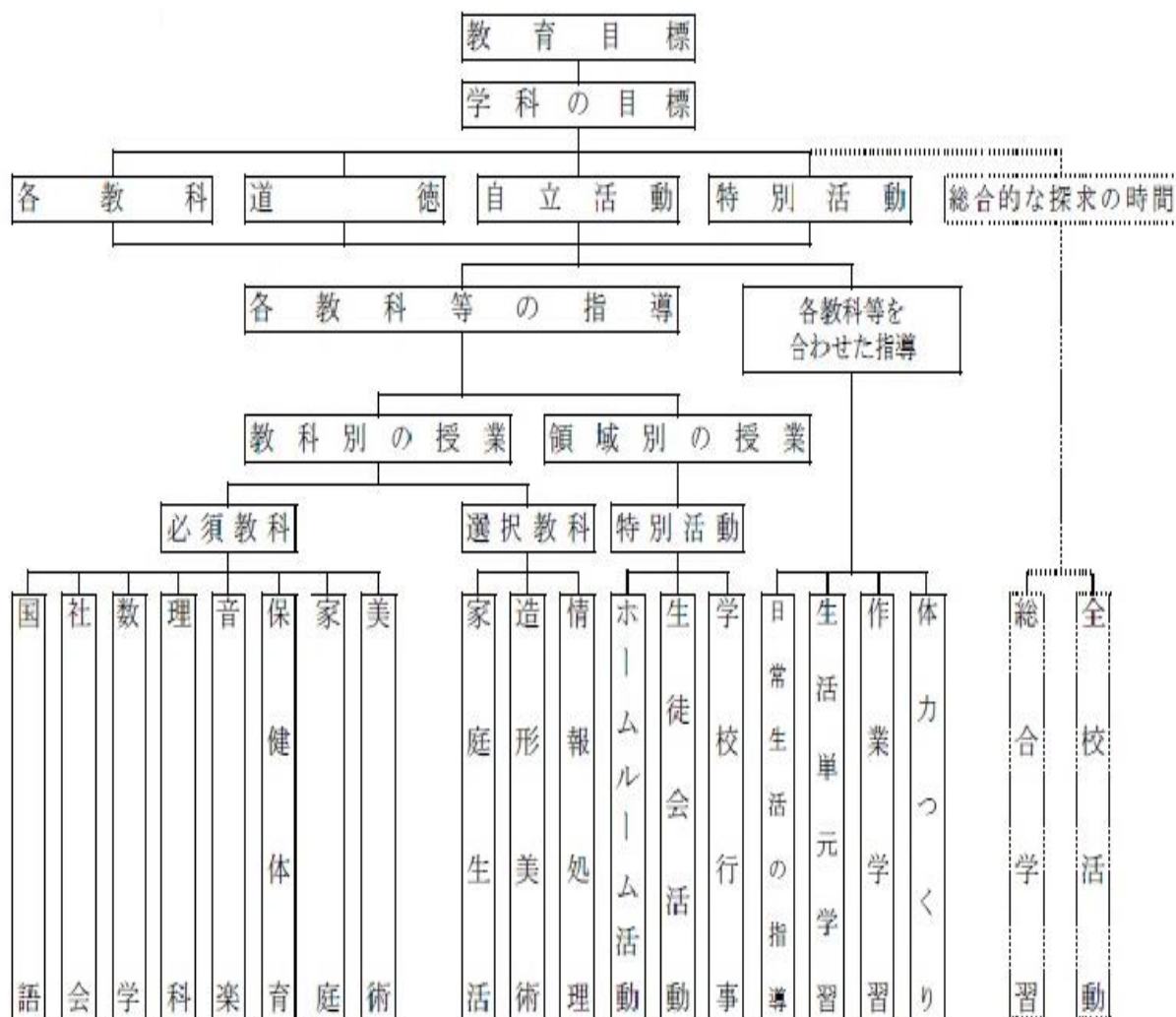
ウ 健康で安全な生活ができる力を育てる

- ・体を育て、運動に親しむ力・・・・・・・・健康な体をつくる力
- ・健康や安全に気を付けて生活する力・・・・・・・・健康管理・安全管理できる力

エ 働く喜びを知り、意欲的に働く力を育てる

- ・仲間と協力し、助け合って生活する力・・・・・・・・集団参加・協力・協調する力
- ・労働を尊び、仕事に喜びを感じ取り組む力・・・・働く喜び・働く力

(3) 教育課程の構造



※「総合的な探究の時間」は、3学年は「総合的な学習の時間」とする

※「国語」「数学」「社会」「理科」「美術」「家庭」は 1学年と2学年

※「家庭生活」「造形美術」「情報処理」の3教科は3学年の学校設定教科

(4) 作業学習

本校の作業学習のねらいは、働く喜びを知り、意欲的に働くことで、より豊かな社会生活を送ることができるように、職業生活に必要な知識・理解、技能、態度・習慣を培うことである。

従って、作業内容と構成は、実社会や職業生活により近付けたものとして位置付けられており、教育課程編成上中心的役割をなし、指導時間も他の領域より多く当てられている。

作業学習として、紙工、コンクリート、クリーニング、木工、縫工、窯業の6作業を行っている。

(5) 体力づくり

基礎体力の維持・向上は卒業後の生活には、どの生徒にも欠かせない必須条件である。特に青年期においては、持久力や筋力が著しく向上する。そこで、この時期に体力の向上、健康の保持・増進を目標に、適切なトレーニングを行うことが重要な教育活動の一つになっている。夏季は、マラソン、コーディネーション・トレーニング、冬季及び雨天時は屋内でエアロビクス、筋力トレーニング、ストレッチングを通して、身体機能の調和的発達を促し、体力を高めるとともに、将来にわたって力強く生きぬく健康な体をつくり、様々なストレスや困難に対応していく強い心を育てることをねらいとしている。

(6) 教科別の授業

1、2学年においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭の各教科と宿泊学習、職場実習等の行事と合わせた「総合的な探求の時間」（3学年は総合的な学習の時間）と生活単元学習が年間計画に基づいて行われている。国語、数学では、課題別編成を行い、個別指導の徹底を図っている。

3学年においては、音楽、保健体育、選択教科（家庭生活、造形美術、情報処理）の他は、全て総合的な探求の時間と生活単元学習として、修学旅行、現場実習、卒業のための学習と実生活に関連の深い内容を取り上げて指導に当たっている。

(7) 日常生活の指導

将来の社会生活を考え、生徒会やホームルーム活動の場を中心に、生徒の自己決定能力を高めるため、自主性や判断力の育成に努めている。さらに、自立的な生活習慣（身辺処理能力、礼儀作法・マナー等）を身に付け、集団生活へ積極的に参加できる態度・習慣を育成する。そのために、学校、寄宿舎、家庭との連携の下で指導に当たっている。

(8) 寄宿舎の教育

ア 寄宿舎教育のねらい

集団生活の中で個々の障がいや発達段階に応じて、適切な指導・支援を行うことにより、基本的な生活習慣を身に付け、自分の生活を作り上げる意欲や社会参加する力を育てる。また、多様な集団生活を通して、人との関わりを学び、青年期の幅広い人格形成を目指す。

イ 目標

- (ア) 基本的な生活習慣を身に付け、場面に応じて活用できるようにする。
- (イ) 人と関わる力や対人関係の拡大を図るとともに、集団生活のルールを身に付け、社会参加する力を養う。
- (ウ) 卒業後の生活を見据え、安定した生活を送れるよう自律の力を養う。
- (エ) スポーツ、文化活動を通して日常生活を楽しむ力を育てる。

ウ 運営方針

- (ア) 一人一人の舎生の生活実態、発達段階を理解し、個々に応じた指導をする。
- (イ) 自治活動を通して、役割を果たし、自主的に取り組む意欲を育てる。
- (ウ) 自由時間を活用し、様々なスポーツ、文化活動に触れる機会を持つようにする。
- (エ) 青年期の特性を踏まえた対応と指導に努める。
- (オ) 避難訓練や交通安全、遊戯中の事故防止など安全指導に努める。
- (カ) 家庭や学校と綿密な連絡を取り、適切な指導を行う。
- (キ) 地域資源を活用し、生活経験の拡大を図る。
- (ク) 言語活動の充実を図り、自己表現力を高める指導に努める。
- (ケ) 自己理解を深め、自律性を高める指導に努める。

Ⅱ 本校における進路指導

本校における進路指導は、「自己の能力を伸ばし 心豊かに たくましく 生きる人を育てる」という、教育目標を実現するために、教育活動全体の中において展開しています。

1 進路指導の目標

一人一人の能力・適性に応じた進路指導を進め、卒業後の社会生活、社会参加が円滑にできるよう支援に努める。

2 進路指導の方針

- (1) 保護者・担任・寄宿舎との連携を深め、生徒の希望や実態を共通理解し、将来の進路を見通した指導・支援を進める。特に1学年から、進路相談や保護者懇談会等を通じ、本人・保護者・担任との共通理解に努める。
- (2) 進路選択のための情報提供や研修の場を通し、共通理解の下で適切な進路指導を進める。
- (3) 入学時から、個人を取り巻く支援機関（行政機関、労働関係機関、福祉関係機関）と密接な連携を図りながら適切な進路指導を進める。
- (4) 卒業生と父母の会や同窓会、社会生活を充実させるために相談・支援に当たる。

3 進路指導の学年別目標と内容

(1) 学年別目標 【2023 年度各学年経営計画から抜粋】

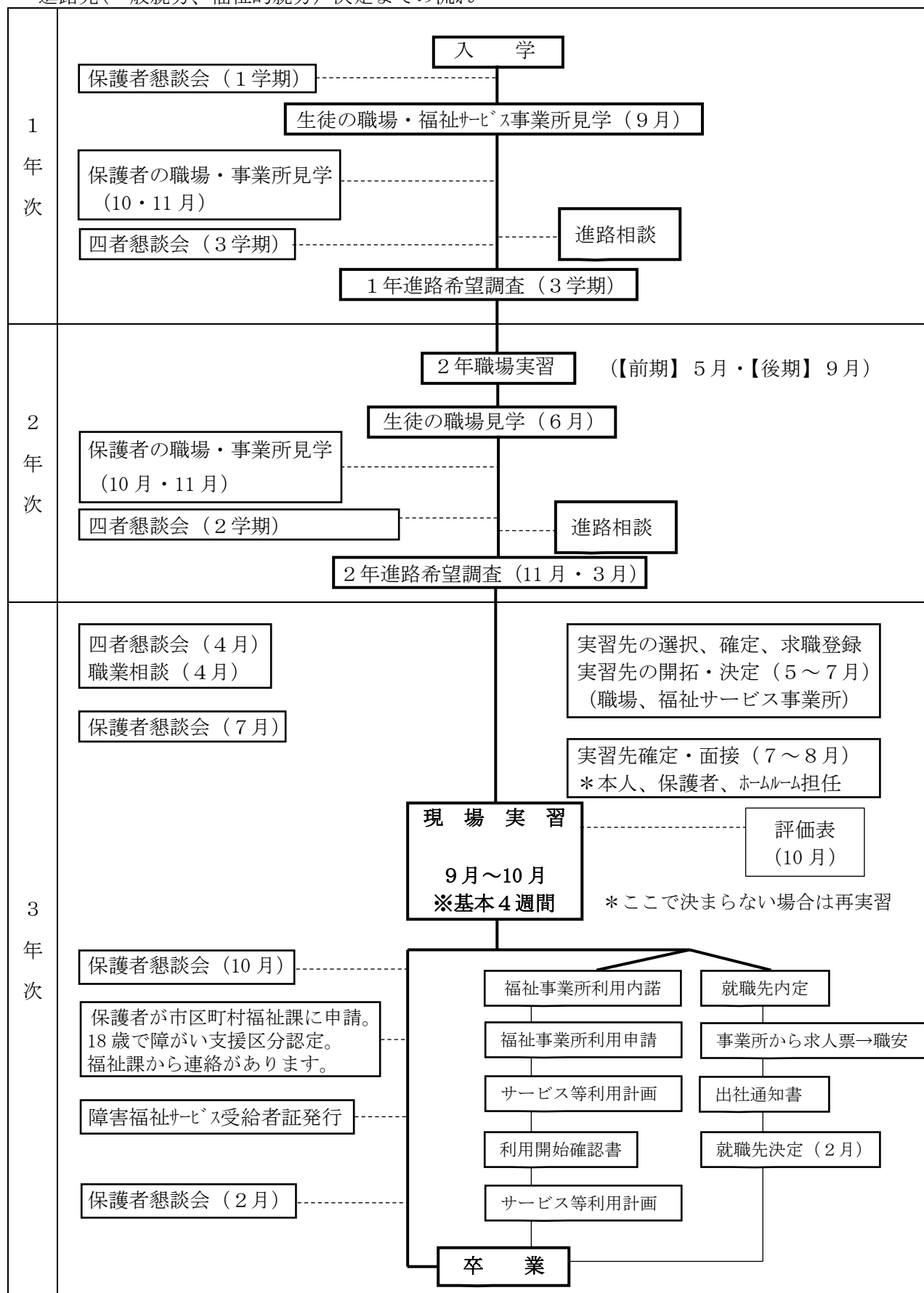
- 1 学年 ・ 日常の学習活動の中で、働くことの大切さを知り、進路に対する関心を深め、目的意識を持って学校生活を送ることができるように指導する。
・ 自己の進路を意識し、自分の特性を知ることによって自己理解を深められるように指導する。
- 2 学年 ・ 生徒一人一人の希望が将来に結び付くよう、日常の学校生活や授業、職場見学、職場実習の体験を通して適性を考え、新たな目標や課題を見付け（自己理解）、進路実現に向けて自ら行動できる力を育てる。
- 3 学年 ・ 本人、保護者、担任、進路指導部、寄宿舎と連携しながら、卒業後の進路を見据えて学習に取り組めるように指導をする。また、自己の適性や課題に関する認識を深め、自己選択と自己決定ができる力を身に付けられるよう、学習活動全般を通して指導をする。

(2) 指導内容

- 1 学年 ・ 自分の長所・短所、友だちの長所・短所（自己理解・他者理解）
・ 社会にはいろいろな人がいること（障がいの理解）
・ 働くことの意義
・ 身近な仕事（卒業生が就いた仕事）
・ 自分の仕事（家での手伝い・寄宿舎での役割）
・ 進路相談
- 2 学年 ・ 自己の適性や課題（自己理解）
・ 職業の種類と内容
・ 職場実習
・ 進路相談
・ 進路選択
- 3 学年 ・ 進路相談（進路の希望と決定、実習の心構え）
・ 現場実習（自己の適性と課題、進路先の決定）
・ 卒業後の生活（身だしなみ、ルール、マナー、健康、賃金、余暇の利用、結婚）

4 進路指導の流れ

進路先(一般就労、福祉的就労) 決定までの流れ



5 進路指導の方法と内容

< 1 学年 >

(1) 保護者懇談会

ア 目的

保護者が進路について関心を高められるよう社会参加に必要な力や卒業生の現状についての情報提供を行う。

イ 内容

時期	内 容	資 料
5 月	本校における進路指導について 進路決定の流れ、卒業後の進路について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引
10 月	卒業生の進路状況 卒業生の実態と課題 3 年生の開拓状況・実習の評価と課題	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引
3 月	< 四者懇談会 > 第 1 回進路希望調査について 2 年前期職場実習について 今後の進路の流れについて	保護者懇談資料 進路指導・卒後支援の手引 進路希望調査用紙

ウ 四者懇談会（※四者とは本人、保護者、担任、進路指導部のこと）

(ア) 目的

本人、保護者の進路についての考えを理解するとともに、本人が進路に対しての関心を高められるよう必要な情報提供を行う。

(イ) 必要書類

第一回進路希望調査（記録用紙を兼ねる）

(2) 進路相談

生徒と学年進路担当で 1 年間の成果と課題や進路希望を確認します。また、日常生活で抱えている不安や悩みについて相談を受けたり、必要に応じて進路に関する情報提供を行います。

(3) 進路希望調査（第 1 回）

ア 目的

本人・保護者の進路についての考えを理解し、今後の進路の方向性を考える資料とする。

イ 方法

3 学期の保護者懇談会で説明し、希望調査用紙を配付した後、3 学期末に用紙を回収します。回収後、進路希望一覧表を作成し、年度初めの学年部会で共通理解を図ります。

(4) 職場・福祉サービス事業所見学

ア 目的

(ア) 職場や福祉サービス事業所、生活の場等を見学し、生徒の進路に対する意識付けを図り、進路選択に必要な情報を提供する。

(イ) 生徒が見学を通して働くことの大変さを知り、自分の課題について考えるとともに、公共交通機関の利用の仕方やマナーを知ったり、金銭の扱いに慣れる機会とする。

イ 時期

2 学期（9 月）

ウ 対象

1 学年全生徒

エ 見学先

2 学年の実習先や卒業生が働いている職場、福祉サービス事業所。

(5) 保護者職場見学

ア 目的

保護者に職場を見学する機会を提供するとともに、保護者が卒業後の進路について関心を深められるように必要に応じて情報提供を行う。

- イ 時期
2 学期 (10 月)
- ウ 対象
1・2 学年の保護者
- エ 見学先
原則として、卒業生が就労している企業。

(6) 保護者福祉サービス事業所見学

- ア 目的
保護者に福祉サービス事業所等を見学する機会を提供するとともに、生徒の進路選択に役立てられるよう必要に応じて情報提供を行う。
- イ 時期
2 学期(11 月)
- ウ 対象
1・2 学年の保護者
- エ 見学先
原則として卒業生が利用している福祉サービス事業所。

< 2 学年 >

(1) 保護者懇談会

- ア 目的
保護者が進路についての関心を深められるよう社会生活に必要な力や卒業生の現状などの情報提供を行う。
- イ 内容

時期	内 容	資 料
5 月	本校における進路指導について 後期職場実習について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引
10 月	〈四者懇談会〉 第 2 回進路希望調査について 職場実習の成果と課題について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引 進路希望調査用紙
3 月	第 3 回進路希望調査について 卒業生の進路状況について 今後の進路の流れについて	保護者懇談資料 進路指導・卒後支援の手引 進路希望調査用紙

ウ 四者懇談会

- (ア) 目的
本人、保護者、担任、進路担当で職場実習の評価や今後の課題、進路希望の確認を行うとともに、必要に応じて進路に関わる情報提供を行う。
- (イ) 必要書類
第 1 回進路希望調査

(2) 進路相談

生徒と学年進路担当で 1 年間の成果と課題や進路希望を確認します。また、日常生活で抱えている不安や悩みについて相談を受けたり、必要に応じて進路に関する情報提供を行います。

(3) 進路希望調査 (第 2 回・第 3 回)

- ア 目的
本人・保護者の進路についての考えを理解し、今後の進路を方向付ける資料とする。

イ 方法

11 月末に 2 回目の進路希望調査を行い、学年部会や進路委員会で共通理解を図ります。3 学期の保護者懇談会では、担任と保護者がより適切な進路の方向性を確認し、3 回目の進路希望調査を行います。その結果を基に進路希望一覧表を作成し、年度初めの学年部会や進路委員会で共通理解を図ります。

(4) 生徒職場見学

ア 目的

- (ア) 職場で働く先輩の様子や仕事内容、職場の雰囲気を見学して、実習に向けての自覚を高める。
- (イ) 職場を見学することにより、職業選択の資料とし、就労の意識を高める。
- (ウ) 見学を通して自らの課題を明確にし、新たな目標を考える機会とする。

イ 時期

1 学期（6 月）

ウ 対象

2 学年全生徒

エ 見学先

原則として、卒業生が就労している企業。

(5) 保護者職場見学

※ 1 学年と同様の内容で行います。

(6) 保護者福祉サービス事業所見学

※ 1 学年と同様の内容で行います。

(7) 職場実習

ア 目的

- (ア) 学習の成果を確かめるとともに、新たな目標や課題を見つけ、さらに成長するための機会とする。
- (イ) 一定の労働量を体験する中で、職場のルールや仕事に対する責任感、職場の人々との関わり方等を学ぶ機会とする。
- (ウ) 進路選択に際して、自己の適性を考える機会とする。（後期のみ）

イ 期間

【前期】 5 月下旬の月曜日から金曜日までとします。（5 日間）

【後期】 9 月上旬の月曜日から次の週の金曜日までとします。（10 日間）

ウ 形態

【前期】 全員引率実習

【後期】 引率実習・グループ実習・個人実習の 3 形態とし、生徒の指導課題等に応じて実習形態を決定します。個人実習以外は、2～5 人ぐらいの集団で実習します。

エ 勤務時間と仕事の内容

- (ア) 始業時刻は実習先に合わせるが、作業終了時刻は 16 時を目安とします。ただし金曜日は帰省日のため 15 時を目安とします。後期の実習最終日は早めに作業を終了し、職場の担当者との反省会を持ちます。（実習形態によって方法は異なります。）
- (イ) 仕事内容は会社に一任します。

オ 実習中の指導体制

- (ア) 引率実習の場合・・・・・・ 期間中、職場に職員が同行し、指導・観察します。
- (イ) グループ実習の場合・・・・・・ 実習の初日に職員が同行し指導するとともに、期間中は生徒の様子を把握するために巡回指導します。最終日は職員が反省会に同席するため巡回指導を行います。
- (ウ) 個人実習の場合・・・・・・ 期間中は生徒の様子を把握するために巡回指導します。最終日は職員が反省会に同席するため巡回指導を行います。また、企業から要望があった際は、ジョブコーチとして同行し、指導することもあります。

カ 実習中の事故・業務災害

実習中の事故・業務災害については、原則的には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済の給付対象となります（通勤途中の事故も含む）。また、第三者の身体や財物に損害を与えた場合については、インターンシップ（賠償責任保険制度）に加入し、賠償責任を負った場合に備えます。

キ 報酬

労働に対する報酬は受け取りません。

ク 実習先の決定

【前期】 1 学年 3 月上旬から実習先を開拓します。実習先は学校近隣の事業所とし、学年部会、進路委員会を経て、職員会議で決定します。（進路希望を考慮するが本人、保護者の希望は取りません。）

【後期】 6 月上旬に各ホームルーム担任と進路担当で実習形態を協議し、6 月中旬から実習先を開拓します。実習生は、能力・適性・課題・（※1）居住地・実習形態を考慮して学年部会、進路委員会を経て、職員会議で決定します。（進路希望及び前期と別の業種の実習先となるように考慮するが本人、保護者の希望は取りません。）

※ 卒業後、地元での就労を考えている生徒について、居住地で実習を行う場合があります。

ケ 実習先訪問

進路指導部が、各事業所と訪問の日時を調整します。当日は職員が生徒を引率して実習先を訪問し、仕事の内容やロッカーの場所、用意する物、バス時刻や通勤経路等について確認します。（訪問は【前期】 5 月上旬、【後期】 7 月～8 月に行います）

コ 必要経費

実習開始前に保護者から徴収し、後期実習終了後、精算します。

(ア) 寄宿舎生・・・交通費、昼食費、小遣い

(イ) 通学生・・・交通費（実習場所によって通学定期の使用も可）、昼食費、小遣い

< 3 学年 >

(1) 職業相談

ア 目的

本人の進路希望や適性、保護者の要望や家庭状況などを基に、公共職業安定所の係官と面接し、助言を得て、本人の進路に対する心構えを一層確かなものにするとともに、適切な進路の方向付けを行う。

イ 時期・場所

4 月下旬（5 月上旬の場合もあります）〈出身地管轄の職業安定所〉

ウ 対象

一般就労・A 型事業所・北海道はまなす食品能力開発センター、北海道障害者職業能力開発校等を希望する生徒、保護者（進路指導部も同席します）。

(2) 保護者懇談会

ア 目的

適切な進路選択の方向付けが出来るよう社会生活に必要な力や進路先の選択、卒業生の進路先、卒業後の支援についての情報提供を行う。

イ 内 容

時期	内 容	資 料
4 月	四者懇談会 最終進路希望の確認 職業相談について	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引 個別の教育支援計画
7 月	現場実習について確認 実習先の確認 実習中の注意・心構え	保護者懇談資料 進路指導。卒後支援の手引 現場実習について
10 月	現場実習の結果について 進路先の確認	進路指導。卒後支援の手引 事業所からの評価内容について
2 月	進路先の確認 卒業後の支援について	保護者懇談資料 進路指導・卒後支援の手引

	障がい基礎年金について 卒業生と父母の会について	実習結果一覧表 卒業生と父母の会の加入について
--	-----------------------------	----------------------------

ウ 四者懇談会

(ア) 目的

本人、保護者、担任、進路担当者で進路希望の確認をし、適切な進路選択が出来るように支援するとともに、卒業後の生活などの情報提供を行う。（第3回進路希望調査を基に進路希望を決定します。）

(イ) 必要書類

第3回進路希望調査

(3) 進路相談

生徒と学年進路担当者で、進路先の雇用条件を確認したり、卒業に向けて抱えている不安や悩みを聞いたりするとともに、必要に応じて助言を行います。※必要な生徒のみ実施します。

(4) 一般就労

ア 現場実習

(ア) 目的

本校では「自己の能力を伸ばし、心豊かにたくましく生きる人を育てる」という教育目標の実現に向けて、日常の教育活動を進めています。また、卒業後の進路先を決めるに当たり、2年生では、短期間の職場体験実習を、3年生では、長期間の現場実習を実施しています。

3年生の現場実習の目的は、以下の通りです。

- ①事業所の方々に、本人の働く態度、適性、障がいの特性を理解していただき、採用の可能性について判断をしていただく。
- ②事業所環境で、働くことの喜びや厳しさ、周囲の方との望ましい関わり方を理解する。
- ③生徒一人一人の経験領域の拡大を図ることにより、本人の適性や課題を把握し、今後の指導に役立てる。

(イ) 期間

9月の4週間（原則）※事業所の都合で期間の変更もあります。

(ウ) 実習形態

①卒業後の雇用を前提とした実習（前提実習）

A 個人実習を原則とします。

B 自宅通勤を原則としますが、本人の居住地、家庭状況等を考慮し、宿泊型自立訓練施設やグループホーム、会社寮などから通勤する場合もあります。

※グループホーム（体験利用）・ショートステイを利用する場合は、福祉課への手続きが必要となります。また、手続きの際には、「聞き取り調査」や「サービス等利用計画の作成」が必要です。更に、包括型のグループホーム利用の際には「医師の意見書」も必要となります。

※包括型とは、夜間の支援があることを意味します。

※グループホームの体験利用やショートステイを利用すると、経費が軽減される場合があります。宿泊型自立訓練は、実費で支払います。

※グループホームなどを利用するときは、福祉課から発行される「受給者証」が必要です。

②体験実習

前提実習が9月の実習期間から外れたり、実習期間が短かかったりする場合や進学を希望する生徒（生徒の実態や状況による）に対しては、個人実習・グループ実習・校内実習を行い、経験領域を拡大する機会とします。なお、体験実習を行う場合は、自宅か寄宿舍通勤となります。

(エ) 勤務時間と仕事の内容

勤務時間は原則として6時間以上としますが、事業所や本人の都合により、弾力的に取り扱います。残業、休日出勤についてはあらかじめ配慮をお願いする場合がありますが、職場のシフト制を基本とします。仕事の内容については、職場に一任します。

(オ) 実習中の指導

- ①実習先を訪問し、担当者から生徒の様子を聞くとともに、実習日誌の点検を行い、課題解決のために必要な指導を行います。
- ②問題が発生した場合は、本人の課題解決のため、特別巡回指導、登校指導、家庭訪問を行います。
- ③実習途中で事業主や本人の意向に合わない場合は実習先を引き上げ、適切な指導を行います。
- ④生徒によっては、事業所の人たちに生徒の障がいや実態を理解してもらうため、担任が職場に引率して指導に当たることもあります。
- ⑤巡回指導は原則として、1 職場を 2 週間に 1 回の割合で訪問します。
- ⑥巡回指導は担任が行います。ただし、職場の事情を考慮します。
- ⑦グループホームなどの利用者については、帰宅後又は休日に訪問を行い課題を把握します。

(カ) 実習中の事故

独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業（保険）の対象となる。事故等（通勤中の事故も含む）があった場合、速やかに学校で災害共済給付等の対処をします。他人に怪我をさせたり、会社の物を壊したりしたときは、インターンシップ保険で対応します。

(キ) 報 酬

生徒の実習に関わる報酬は受け取りません。

(ク) その他

- ①保護者の挨拶は、実習の初日と最終日に行います。（原則として）
- ②保護者の会社訪問は、担任と連絡を取り合い、学校職員と一緒に訪問します。

(ケ) 再実習

- ①再実習の方法については、「現場実習」に準ずるものとします。
- ②再実習者については、担任・進路部会で話し合い、学年部会に諮り、職員会議で決める。
- ③再実習の実施期間については、教育課程に配慮して設定します。

イ 職場の開拓

職場開拓を行うに当たっては、札幌公共職業安定所との間で、職業安定法第 27 条の規定に基づき、職業紹介業務取扱い担当者の届け出をして、相互の協力、役割を確認し、その後の具体的な業務については札幌東公共職業安定所と連携を取りながら進めます。

(ア) 開拓の時期

他の特別支援学校と連携を取りながら、職業相談を経て実習先を開拓します。

(イ) 留意事項

①事前準備

- A 本人、保護者、担任の意向を確かめ、生徒の適性や家庭状況を把握します。
- B 開拓予定の事業所における本校の卒業生や障がい者雇用の実績を調べます。
- C 生徒の居住地から事業所までの交通の便を考慮します（原則 1 時間以内）。

②訪問時の留意点

- A 本校の教育課程及び卒業生の実態について説明し、生徒本人についても十分説明します。
- B 「現場実習実施要項」を説明し、「前提実習」であることを確認します。
- C 通年の雇用であることを確認します。
- D 勤務条件や生徒の能力・適性に合った仕事かどうかを確認します。
（仕事内容・勤務時間・休日・男女比・社会保険の加入・障がい者雇用人数など）
- E 1 日 6 時間以上の勤務を原則とします。

③その他

- A 他の特別支援学校との競合を避け、進路協定の確認事項に留意します。
- B 1 職場 1 人を原則とするが、事業主の強い意向がある場合は、複数での実習もあり得ます。また、すでに本校卒業生が就職している場合は、能力や適性を考慮し職場の理解

を得た上で開拓します。

C 2年生の実習と3年生の実習が重なるときは、働く場所、条件を考慮し、3年生が不利にならないようにします。

D 他校の卒業生が就職又は実習している場合、当該校との連絡を密にし、また、事業主の意向も考慮して開拓します。

E 実習先の決定

実習先の決定については本人、保護者と確認した上で、学年部会、進路委員会で検討し、職員会議で決定します。

ウ 実習先での面接

原則として保護者が生徒を引率し、担任が同席します。新職場・新任者については進路指導部が同行します。

エ 就職先の決定

(ア) 事業所との話し合い（つめ）

①評価表を基に、本人・保護者・担任の意思を確認した上で、卒業後の雇用について進路指導部が事業主と協議します。

②内定が得られた場合は、利用する雇用援護制度についても確認します。

(イ) 求人票の依頼

卒業後の雇用が明確になった時点で、12月中に職安へ求人票を提出してもらうよう事業所に依頼します。なお、事業所によっては、採用内定通知書を依頼します。

(ウ) 出社通知書（一般就労、A型）の発行

事業所が求人票を提出した後、出社通知書を1月中に送付し、2月中に発行してもらいます。

(5) 福祉サービス事業所利用希望者の実習（福祉的就労）

ア 開拓と時期

福祉サービス事業所の開拓は、3学年4月の四者懇談において、進路先の希望が明確な生徒から行います。

イ 留意事項

(ア) 事前準備

①本人、保護者、担任の意向を確かめ、生徒の適性や家庭状況を把握します。

②生徒の居住地から職場までの交通の便を考慮します（原則1時間以内）。

(イ) 開拓時の留意点

①本人の能力・適性等を説明するとともに、福祉サービス事業所を利用する目的も説明します。

②「現場実習実施要項」を説明し、卒業後の利用を前提とする実習であることを確認します。

③福祉サービス事業所の概要を押さえ、現場を確認し、生徒の能力・適性に合った仕事を考えます。（活動内容・活動時間・休日・利用者数・男女の比・工賃など）

④活動時間は午前・午後に渡ることを原則とします。ただし、生徒の実態によっては半日の活動も考慮します。

ウ その他

(ア) 同じ福祉サービス事業所に複数の希望者が出た場合でも、本人・保護者の希望を尊重して実習をお願いします。

(イ) 実習期間中は、1ヵ所の福祉サービス事業所で実習をします。

(ウ) 福祉サービス事業所は第1希望から順番に開拓します。（第1希望が不可なら第2希望へ）

(エ) 実習先の決定

実習先の決定については本人・保護者と確認した上で、学年部会、進路委員会で検討し、職員会議で決定します。

エ 実習先での面接

実習が始まる前（6月末～7月末）に、福祉サービス事業所との事前面接を行います。原則

として保護者が引率し、担任が同席します。新事業所については進路指導部も同行します。

オ 現場実習

(ア) 目的

- ①福祉サービス事業所での就労を実際に体験し、指導や訓練を受けることを通して、生徒の適性や課題を明らかにする。
- ②卒業後の生活に関心を持たせ、社会参加が円滑に行えるようにする。
- ③本人・保護者の希望に添った福祉サービス事業所か否かを判断するとともに、福祉サービス事業所に利用の可否を判断していただく。

(イ) 期間

9月の4週間（原則） ※他校と実習期間が重なる場合は、期間を短縮したり、時期がずれたりすることがあります。

(ウ) 実習形態

- ①卒業後の利用を前提とした実習（前提実習）
- ②個人実習が望ましいですが、希望者数により複数での実習もあり得ます。
- ③自宅通所の希望が多いですが、本人の居住地や家庭状況等を考慮し、宿泊型自立訓練の事業所やグループホーム、ショートステイの事業所などから通所する場合があります。
※グループホームなどを利用する場合の福祉課への手続きなどは、一般就労希望者の場合と同じです。

(エ) 体験実習

9月の実習期間が外れた生徒や実習期間が短い生徒、進学を希望する生徒に対し（生徒の実態に応じて）個人実習・グループ実習・校内実習を行います。体験実習を行う場合は、自宅又は寄宿舍から通います。

(オ) 活動時間と内容

活動時間や休日は（本人に）特別な事情がない限り、福祉サービス事業所に一任します。飲食系の福祉サービス事業所は土曜出勤・月曜休日もあります。活動内容は本人の希望を優先しますが、福祉サービス事業所の配慮で複数の活動を経験する場合があります。

(カ) 実習中の指導

- ①実習先を訪問し、担当者から生徒の様子を聞くとともに、実習帳の点検を行い、課題解決のために必要な指導を行います。
- ②問題が発生した場合は、本人の課題解決のため、特別巡回指導、登校指導、家庭訪問を行います。
- ③途中で福祉サービス事業所や本人の意向が合わない場合は実習を終了し、適切な指導を行います。
- ④福祉サービス事業所の強い要望がない限り、引率は行いません。
- ⑤巡回指導は原則として、1事業所を2週間に1回の割合で訪問します。
- ⑥巡回指導は、担任が行います。
- ⑦グループホームなどの利用者についても、巡回指導を行い課題を把握します。

(キ) 実習中の事故

独立行政法人日本スポーツ振興センターの事業（保険）の対象となります。以下、一般就労希望者と同じです。

(ク) 工 賃

実習に関わる工賃はありません。

(ケ) その他

- ①保護者の挨拶は、実習の初日と最終日に行います。（原則として）
- ②保護者の事業所訪問は、担任と連絡を取り合い、学校職員と一緒に訪問します。

(コ) 再実習

- ①再実習の方法については、「現場実習」に準ずるものとします。
- ②再実習者については、担任・進路部会で話し合い、学年部会に諮り、職員会議で決めます。
- ③再実習の実施期間については、教育課程に配慮して設定します。

カ 利用先の決定

- (ア) 実習後の保護者懇談会において、実習の結果、本人・保護者の意向等を確認し、進路希望先を決定します。
- (イ) 進路指導部は、保護者懇談会の結果に基づき、卒業後の利用の内諾を得るように努めます。
- (ウ) 進路先の決定に当たっては、実施機関（福祉課等）との連絡を密にして協力しながら行います。
- (エ) 卒業後の利用が見込めない場合又は、本人・保護者の意向が変わった場合等は、できる限り速やかに次の希望先を決定し、必要に応じて再実習を検討します。
- (オ) 卒業後の利用の内諾を得た場合、保護者に福祉課への利用申請をお願いします（11 月）。申請方法は進路指導部から提示します。
- (カ) 事業所（A型を除く）が利用を内諾した後、利用開始確認書を1月中に送付し、2月中に発行してもらいます。

Ⅲ 関係機関及び制度

1 福祉就労・福祉サービスに関する内容

(1) 障害者総合支援法について

2006 年（平成 18 年）4 月に「障害者自立支援法」が施行され、2012 年 4 月に一部改正され（つなぎ法）、2013 年（平成 25 年）4 月に「障害者総合支援法」がスタートしました。さらに、2018 年（平成 30 年）に一部変更されています。

ア 障がい者の定義（障害者総合支援法第 4 条で規定）

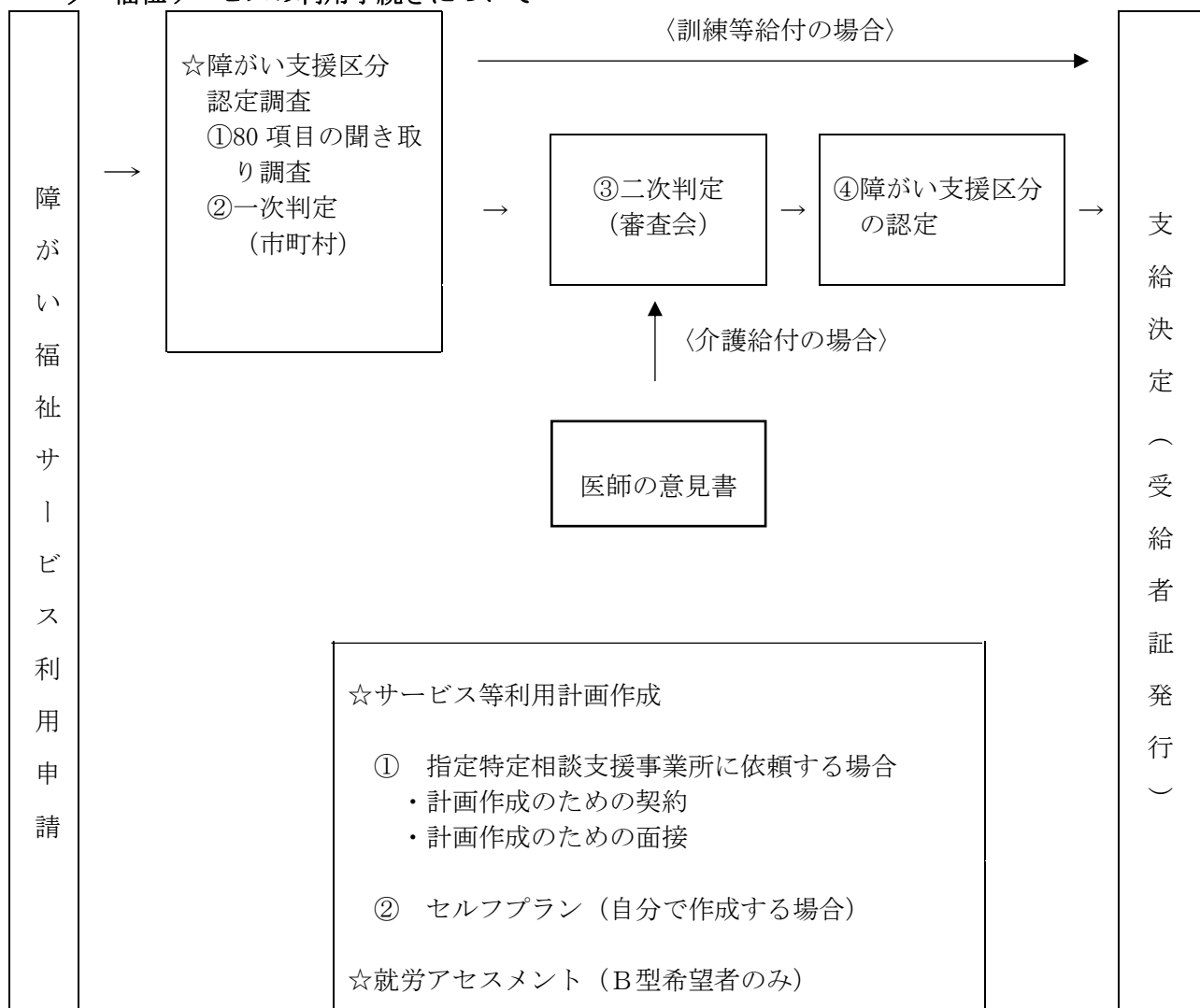
- ・身体障害者福祉法に規定する身体障害者
- ・知的障害者福祉法に規定する知的障害者
- ・精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律に規定する精神障害者（発達障害者を含む）
- ・治療方法が確立していない疾病等であって、障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者（難病患者）

イ 主な障がい福祉サービス

	サービスの種類	サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事等の介護を行う。
訓練等給付	共同生活介護（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。
	自立訓練（機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。（2 年間）
	宿泊型自立訓練	地域で自立した生活ができるよう、家事等の日常生活能力向上のため居室を提供し、一定期間訓練を行う。（2 年間）
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間（原則 2 年間）、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援（H30～）	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
	就労継続支援 A 型（雇用型）（非雇用型もある）	一般企業に雇用されることが困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な人に、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練等を行う。雇用型は最低賃金が原則。
	就労継続支援 B 型	一般事業所に雇用されるのが困難な人、就労移行支援によっても企業に雇用されなかった人に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力向上のための訓練等を行う。

訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行う。
	自立生活援助 (H30～)	一人暮らしに必要な理解力・活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常における課題を把握し、必要な支援を行う。
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援する。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う。
	相談支援	障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行う。
	コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣等を行う。
	日常生活用具	重度障がいのある人に等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。

ウ 福祉サービスの利用手続きについて



- (ア) 「障がい福祉サービス利用申請」
各市区町村の保健福祉課で手続きを行います。
- (イ) 「障がい支援区分認定調査」
- ・福祉課の担当が 80 項目の「聞き取り調査」を行います。
 - ・一次判定は、コンピュータで行います。
 - ・二次判定は、医師の意見書を付けて障がい者の福祉をよく知る委員で構成される審査会で、支援区分判定が行われます。

※「障がい支援区分」とは…障がい者に対する介護給付の必要度を表す 6 段階の区分。区分 6 の方が支援の必要度が高い。

※80 項目の聞き取り調査…移動や動作に関する項目 (12 項目)
(概況調査とも言う) 身の回りの世話や日常生活に関する項目 (16 項目)
意思の疎通等に関する項目 (6 項目)
行動障害に関する項目 (34 項目)
特別な医療に関する項目 (12 項目)

- (ウ) 障がい支援区分の認定

・介護給付の福祉サービスを希望する場合、障害支援区分の認定が必要です。

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅支援 (ホームヘルプ)		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護				○	○	○	○
行動援護				○	○	○	○
重度障がい者包括支援							○
療養介護						○	○
生活介護			●	○	○	○	○
施設入所				●	○	○	○
短期入所 (ショートステイ)		○	○	○	○	○	○
訓練等給付 (継続 A・B、移行支援等)	○	○	○	○	○	○	○
グループホーム	市町村判断	○	○	○	○	○	○

●は 50 歳以上

- (エ) 「サービス等利用計画」について

・2012 年(平成 24 年) 4 月に障害者自立支援法が一部改正され、本人・保護者と相談の上、「指定特定相談支援事業所」が、(福祉サービスの利用を希望する障がい者の) 総合的な支援方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、作成することになりました。相談支援事業所に作成を依頼せず、セルフプランで作成することもできます。

※相談支援事業所に依頼した (計画相談) 場合

本人や保護者と面談し、本人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向などを勘案して利用計画案を作成します。支給決定後、利用計画が適切であるかどうか、モニタリング (振り返り) 期間ごとに利用状況を検証し、見直しを行います。

※セルフプランで作成した場合

本人・保護者が作成するため、相談支援事業所が作成する計画より簡単な内容になります。利用決定後の計画書提出やモニタリングの実施はありません。

◎学校としては、生涯にわたる支援の必要性を考え「計画相談」を推奨しています。

◎各地域の「指定特定相談支援事業所」は、福祉課に問い合わせると分かります。

エ 就労アセスメント

卒業後、就労継続 B 型を利用を希望する生徒は、在学中に「就労アセスメント」を受けることになります。アセスメントを受けるためには、就労移行支援事業所において体験実習を行い就労評価 (現時点での働く能力など) を受けます。実習する場所や実習期間などは各市区町村福祉課の対応が異なるため、生徒個々の対応となります。そのため、福祉課への対応・調整は、進路指導

部が行いますが、福祉課への申請は保護者が行います。

オ 居宅系サービスについて

(ア) 施設入所支援

障がい支援区分では、区分4以上が必要になりますが(50歳以上では区分3以上)、日中活動が生活介護、就労移行支援や自立訓練であれば、利用期間限定(原則2年)で入所支援を受けることができます。一般就労者や就労継続A型・B型は利用できません。

(イ) グループホーム(共同生活援助)

グループホームには、包括型(夜間の支援あり)と外部サービス利用型があります。利用期限がなく、一般就労者や福祉サービス利用者(移行支援など)も利用できます。

土日など休日の食事は、自分で準備しなければならないところもあります。

(ウ) 宿泊型自立訓練

利用期間は原則2年(延長1年)。一般就労者や福祉サービス利用者(移行支援など)も利用できます。

カ 福祉サービス事業所の工賃、作業内容等について

(ア) 工賃

① 就労移行支援、自立訓練、生活介護の福祉サービスには、工賃規定はなく、工賃のないところもありますが、事業所の判断で工賃を出しているところが多いです。

② 就労継続支援B型事業所の北海道の2020年度(令和2年度)平均工賃は19,202円。

③ 就労継続支援A型事業所の北海道の2020年度(令和2年度)平均工賃は76,881円。

最低賃金を出すことになっていますが、最低賃金を下回っている事業所や、働く時間が短い事業所もあります。

(イ) 作業内容

① 生産的活動・・・・・・・・食品製造(パン、お菓子、弁当、味噌、納豆など)

手工芸品作り(刺し子布巾、陶芸、木工など)

農作業(野菜、椎茸など)

② 下請け作業・・・・・・・・箱作り、部品の袋詰め、タオル畳み、清掃、ポスティングなど

・リサイクル・・・・・・・・瓶・缶・ペットボトル分別、パソコン等の解体など

・店舗での仕事・・・・・・・・喫茶、レストラン、パン屋など

・自工場での仕事・・・・・・・・クリーニング、印刷など

(2) 障害者虐待防止法について

障がいのある人への虐待の防止や養護者に対する支援に取り組むために、2012年(平成24年)10月から、障害者虐待防止法が施行されました。

ア 虐待の種類

(ア) 養護者(家族など)による虐待

(イ) 障がい者福祉施設従業員等における虐待

(ウ) 使用者(障がい者を雇用している事業主)による虐待

イ 虐待となる行為

(ア) 身体的虐待～体に傷を負わせる暴行を加えること。

正当な理由がないのに身動きの取れない状態にすること。

(イ) 性的虐待～無理矢理わいせつな行為をしたり、させること。

(ウ) 心理的虐待～著しい暴言や拒絶的な言動や態度等で精神的苦痛を与えること。

(エ) 放棄・放任(ネグレクト)～食事や入浴、洗濯、排泄等の世話や介助をしないで心身を衰弱させること。

(オ) 経済的虐待～本人の同意なしに財産や年金、賃金等を勝手に処分すること。また、正当な理由がなく、金銭を与えないこと。

ウ 虐待の相談、通報

障がいのある方への虐待についての相談は、最寄りの市町村役場の窓口(市町村障がい者虐待防止センター)で受け付けています。

なお、次のような虐待を発見したり、虐待を受けたりした場合は、担当する機関に通報、

届け出を行うことになっています。

(ア) 養護者（家族等）による虐待

(イ) 障がい者福祉施設従事者等による虐待

(ウ) 使用者による虐待

エ 北海道障がい者権利擁護センターについて

道では、本庁内に北海道障がい者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待の通報や届け出の受理の他、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期の専門相談等を行っています。

センターの連絡先・・・専用電話：011-231-8617

ファクシミリ：011-232-4068

Eメール：hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp

(3) 障害者差別解消法について

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を作ることを目指して、平成28年4月1日からスタートしました。

また、この法律では「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的な配慮の提供」を求めています。障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

ア 「不当な差別的取り扱いの禁止」とは

国・都道府県・市町村などの役所や、会社・お店（スーパーや飲食店など）の事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由もなく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

《例えば》

- ・学校の受験や入学を拒否する。
- ・飲食店などで保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- ・本人を無視して介助者や支援者にだけ話し掛ける。
- ・役所などで受付の対応を拒否する。
- ・障がい者向けの物件はないと言って対応しない（〇〇不動産）。

イ 「合理的配慮の提供」とは

合理的配慮は、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障害）を取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（企業などでは対応に努めること）が求められるものです。

重過ぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重過ぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るように努めることが大切です。

《合理的配慮の具体例》

- ・ゆっくり、短い言葉や文章で、分かりやすく話し掛ける。
- ・「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合、その人の意思を十分確認しながら書く。
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- ・ATM（現金自動預け払い機）の操作が困難な顧客に声を掛けたり、適切な対応を取る。

【困ったときは】

「不当な差別的取扱いを受けた」「合理的配慮を提供してもらえなかった」など、困ったことがあったら、地域の身近な窓口に相談することができます。

都道府県や市町村には、地域の関係機関による「障害者差別解消支援地域協議会」を作ることができますが、ないところは、とりあえず「保健福祉課」に相談することができます。

～内閣府政策統括官障害者施策から～

2 一般就労に関わる内容

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所は、職業安定法（第8条）に基づき、職業紹介、職業指導、雇用保険その他職業安定法の目的を達成するのに必要な業務を行うために設置された機関です。

本校（北広島市）は札幌東公共職業安定所の管轄になっています。さらに生徒の出身地の公共職業安定所とも連絡を取りながら、卒業後の一般就労に向けて連携を図っています。

(2) 障害者職業センター

障害者職業センターは、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

北海道には、札幌にあり（支所が旭川にもある）、事業主サービスとして、「相談・援助」を行ったり、障がい者・事業主双方に対するサービスとして、「職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業」等を行っています。

(3) 能力開発センター

北広島市に「北海道はまなす食品（株）能力開発センター」があります。能力開発センターは、北海道立札幌高等技術専門学院からの委託訓練として行われています。

ここでは、企業で働く上で必要な基礎学力、社会性、道徳性の指導や食品製造（納豆など）を通じて、労働習慣の確立と作業能力の向上を目指しています。

訓練期間は4月からの1年間で、入学選考は10月下旬に行われています。対象者は身辺処理能力が確立しており、自立通所ができる人。原則として自宅から通所できる人（自宅から離れて通う場合は、グループホーム等を利用して）です。一定の要件を満たす人には訓練手当が支給される場合もあります。

（令和5年度7月頃に、江別市に移転予定）

(4) 障害者職業能力開発校

砂川市に設置されています。主に、身体障がい者を対象としています。

知的障がい者は、「総合実務コース(20名)」があり、流通販売、介護、もの作りの3コースがあり、期間は1年（科目によっては2年）です。

(5) 障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して就業面及び生活面の一体的支援を行います。（平成14年度より開始）

ア 障がい者就労・生活支援センターの業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施しています。

(ア) 就業面での支援

- ①就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- ②就職活動の支援
- ③職場定着に向けた支援
- ④障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- ⑤関係機関との連絡調整

(イ) 生活面での支援

- ①生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ②住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ③関係機関との連絡調整

<障がい者就業・生活支援センター（道内）一覧> 2022年4月現在

1. 札幌障がい者就業・生活支援センター「たすく」（運営：(社福)愛和福祉会）
〒060-0807 北区北7条西1丁目1番地18丸増ビル301号室
TEL 011-728-2000 FAX 011-802-6152 E-mail task-center@aiwafukusikai.or.jp
2. 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター「ひろば」（運営：(社福)後志報恩会）
〒047-0024 小樽市花園2丁目6番地7号プラムビル3階
TEL 0134-31-3636 FAX 0134-24-2455 E-mail otaru168@celery.ocn.ne.jp
3. 石狩障がい者就業・生活支援センター「のいける」（運営：(社福)はるにれの里）
〒061-3201 石狩市花川南1条4丁目225 カナオカビル3階
TEL 0133-76-6767 FAX 0133-76-6781 E-mail noikeru@harumire.or.jp
4. 東胆振日高障がい者就業・生活支援センター「かけはし」（運営 北海道社会福祉事業団）
〒053-0045 苫小牧市双葉町3丁目3-3
TEL 0144-56-5119 FAX 0144-56-5344 E-mail kakehashi-tomakomai@dofukuji.or.jp
5. 西胆振障がい者就業・生活支援センター「すて〜じ」（運営 北海道社会福祉事業団）
〒052-0014 伊達市舟岡町134番地 だて地域生活支援センター
TEL 0142-82-3930 FAX 0142-82-3933 E-mail stage@dofukuji.or.jp

※ 上記の他に、「すてっぷ」（函館）・「だいち」（帯広）など、全道に12カ所あります。

<就業・生活相談支援事業所（札幌市）一覧> 2022年4月現在

1. 就業・生活応援プラザ「とねっと」（運営：NPO法人きなはれ）
〒064-0821 中央区北1条西20丁目1-1 ラントレボ-601
TEL 011-640-2777 FAX 011-640-2778 E-mail plaza10net@tenor.ocn.ne.jp
(担当地域：中央区・西区・南区・手稲区)
2. 就業・生活相談室「からびな」（運営：NPO法人コミュニティ楽創）
〒001-0018 北区北17条西4丁目2-28 藤井ビル北17条I 301号
TEL 011-768-7880 FAX 011-757-7881 E-mail karabina@za.wakwak.com
(担当地域：北区・東区)
3. 障がい者就業・生活相談室「テラス」（運営：NPO法人 スプラ）
〒062-0908 豊平区豊平8条11丁目2-18
TEL 011-598-9394 FAX 011-598-9394 E-mail terrace@herb.ocn.ne.jp
(担当地域：豊平区・白石区・厚別区・清田区)
4. 就業・生活相談室「しんさっぽろ」（運営：社会福祉法人 札幌報恩会）
〒004-0054 厚別区厚別中央3条3丁目3-33 システムコート106号室
TEL 011-887-7075 FAX 011-887-7076 E-mail w-soudanshitu@hoon.or.jp
(担当地域：白石区・豊平区・厚別区・清田区)

(6) 労働基準監督署

労働基準監督署は、労働者保護を基本とする労働基準法や最低賃金法の実施を監督する機関です。一般の労働者と労働能力などが異なる場合、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の適用除外が認められています。

労働基準監督署では具体的な作業内容、作業能力の度合い等の実地調査を行い、許可・不許可を認定します。

北海道の最低賃金は毎年見直しの検討がされます。

北海道の最低賃金

920 円

令和4年10月2日より

(7) 雇用促進援護制度

この制度は、労働保険や社会保険を完備した事業所に限り適用となります。

ア 職場適応訓練制度（通称「職適《しょくてき》」）

職場適応訓練は、実際の職場で作業訓練を行うことにより、作業環境に適応することを目的に実施するもので、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを前提としています。委託される事業所は、以下のことに該当しなければいけません。

- (ア) 訓練を行う設備的余裕があること。
- (イ) 指導員として適当な従業員がいること。
- (ウ) 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加していること。
- (エ) 訓練終了後、引き続き雇用する見込みがあること。週 30 時間以上の訓練が必要。
- (オ) この制度の利用には療育手帳を持っていることが条件になります。
 - ① 訓練委託期間…原則として軽度者は 6 か月、重度者は 12 か月。
 - ② 訓練委託費…訓練を行う事業所に対して委託費として、訓練生一人につき月額 24,000 円（重度の障がい者 25,000 円）が支給されます。
 - ③ 手当は事業主からの報告に基づいて 1 か月毎に翌月 7 日に支給される。
手当は、基本手当・受講手当・通勤手当からなっている。
<20 歳未満の場合・級地に関わらず>
 - ・基本手当…日額 3,530 円 ・受講手当…日額 500 円
 - ・通勤手当…上限を決めて支給されます。<20 歳以上の場合> ・地域によって金額が異なります。

イ 特定求職者雇用開発助成金（通称「特開金《とっかいきん》」）

特定求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成するもので、雇用機会の拡大を図ることを目的としています。

- (ア) 受給できる事業主
 - ① 雇用保険の適用事業の事業者
 - ② 公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、当該求職者を助成金の支給終了後も引き続き雇用することが認められる事業主。
 - ③ 対象労働者の雇入れの日の前日から起算して 6 か月前の日から 1 年間を経過するまでの間に、事業主の都合で解雇したことがない事業主。
 - ④ 職場適応訓練との併用はできません。
 - ⑤ 支給額や支給期間は、企業の大きさによって決められています。

これらの雇用援護制度を適用する以前に、アルバイトなど使用者と本人の間に、金銭の授受があった場合は、制度の適用となりません。

3 社会保険

(1) 医療保険

病気やケガで病院に行くときは、誰でも健康保険証を持参します。また、日本では全ての国民が、性別、年令の区別なく、公的な健康保険の加入が義務付けられています。現在、公的な健康保険は大きく分けて、**被用者保険**と**国民健康保険**の 2 つからなっています。

被用者保険には、サラリーマン、OL が加入する健康保険、船員が加入する船員保険、公務員や私学の職員が加入する共済保険があり、一般的に”健康保険”という場合は、この被用者保険を指し、国民健康保険の場合は、略して”国保”と言われることが多いです。

(2) 年金保険

国民年金、厚生年金、共済年金の 3 種類の年金があり、日本国内に住所のある全ての人が加入を義務付けられています。その人の働き方により加入する年金制度が決まっています。障がいのある方で、一定の条件に当てはまる 20 歳以上の方は「障害基礎年金」を受け取ることができます。障害基礎年金額は、1 級で年額、約 97 万円、2 級で年額、約 78 万円が支給されます。また、国民年金保険料が免除されます。

(3) 労働保険

ア 労働者災害補償保険（労災保険）

労働者災害補償保険は、労働者が業務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、被災労働者や遺族を保護するために必要な保険給付を行います。保険料は事業主が負担し、他の社会保険のように労働者本人の拠出はありません。

イ 雇用保険

雇用保険とは、民間の会社で働く人が、何らかの理由で働けなくなり失業状態となった場合に、再就職するまでの一定期間、一定額のお金（失業等給付）を受け取ることができる保険のことです。失業保険と呼ばれることもあります。

(4) 社会保険の資格取得と保険料

社会保険のうち、健康保健では、事業所を単位に適用されます。健康保健の適用を受ける事業所を適用事業所といい、法律によって加入が義務づけられている「強制適用事業所」と、任意で加入する「任意適用事業所」の2種類があります。

強制適用事業所とは、事業主や従業員の加入意思、従業員数や事業の規模・業種に関係なく、社会保険（健康保健・厚生年金保険）への加入が義務づけられているすべての事業所のことをいいます。

地方公共団体や株式会社、合同会社などの法人は、従業員の数に関係なく「強制適用事業所」となるので、たとえ社長一人のみの企業でも社会保険に加入する義務があります。

また、個人事業主の場合は、製造業、鉱業、土木建築業、電気ガス事業、清掃業、運送業などで従業員を5人以上常時雇用している事業所が強制適用事業所となります。

※強制適用事業所

- ・ 次の事業を行い常時5人以上の従業員を使用する事業所
製造業/土木建築業/鉱業/電気ガス事業/運送業/清掃業/物品販売業/金融保険業/保管賃貸業/媒介周旋業/集金案内広告業/教育研究調査業/医療保険業/通信報道業など
- ・ 国又は法人の事業所
常時、従業員を使用する国、地方公共団体又は法人の事業所

一方、常時使用する従業員が5人未満の個人事業所や、農林水産業や飲食業、理美容業、士業、デザイン業などの個人事業であれば従業員数に関係なく任意適用事業所となります。

なお、任意適用事業所の従業員の半数以上が適用事業所になることに同意すれば、社会保険に加入することができます。

※任意適用事業所とは、強制適用事業所とならない事業所で厚生労働大臣（日本年金機構）の認可を受け健康保健・厚生年金保険の適用となった事業所です。

次に、従業員個人の適用条件について、以下の条件を満たす方は、国籍、年齢、雇用形態、報酬額などは問わず、社会保険の加入対象となります。

- ・ 週の所定労働時間が20時間以上であること。
- ・ 賃金の月額が8.8万円以上であること。
- ・ 学生ではない
- ・ 1週間の所定労働時間が通常の労働者の4分の3以上、または1カ月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上。

国民健康保険の保険料は、年10回に分けて納めます。保険料は、毎年改訂され、市町村によって違うので、該当する市町村に確認する必要があります。ただし、低所得者に対する軽減措置（収入によって、「均等割」と「平等割」の合計から7割・5割・2割に減額）があり、本校の卒業生の場合、障害基礎年金のみの収入の人、給与所得が年間98万円以下の人が、7割軽減の対象になるので、7割軽減になる者が比較的多いと考えられます。これも、自治体によって算出方法や金額に違いがあるので、各市町村に確認が必要です。

○社会保険の分類表

給付による分類		対象者	給付	保険料
医療保険	国民健康保険	自営業、無職者等の一般住民	3割負担	低所得者に対する軽減措置あり
	健康保険	一般民間被用者		収入によって産出
	船員保険	船員		
	共済組合	公務員・私立学校教職員等		
年金保険	国民年金	自営業、無職者等の一般住民（全国民が基礎年金として加入）	公的年金加入期間が25年以上ある人が、65歳から支給	月 額 16,410 円
	厚生年金	一般民間被用者・船員		会社と従業員で折半
	共済年金（長期給付）	公務員・私立学校教職員等		
		※障害基礎年金	障がいのある人で、一定の条件に当てはまる 20 歳以上の人	1 級は、年額 972,250 円 2 級は、年額 77,7800 円
労働保険	労働者災害補償保険（労災保険）	一般民間被用者	業務上・通勤による災害を受けた場合	事業主が負担
	雇用保険	一般民間被用者	失業等給付	保険率は賃金総額の 0.25～8.9%
介護保険		40 歳以上の全国民	自己負担額 10%以外の 90%が給付	

※ 短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大

対 象	要 件	平成28年10月～（現行）	令和4年10月～（改正）
事 業 所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし
	賃 金	月額88,000円以上	変更なし
	勤務時間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を越えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし

4 その他の関係機関

(1) しらかば卒業生と父母の会

ア 設立の経緯

1973年（昭和48年）1月、卒業後3年間の支援終了後や今後も卒業生が増えることを考えたとき、卒業生や保護者のために、今後も支援する組織づくりが必要だという観点から、この会が発足しました。会員は現在、約550名。

イ 活動の内容

(ア) 会報の発行

年5回（随時発行）、総会案内、総会議案書、一泊旅行特集、福祉情報、ふれあいの市等について、会の活動や保護者に必要な福祉情報の提供に努めています。

(イ) 一泊旅行会

7月の第1土、日曜日に実施しています。役員が中心に企画立案し、進路指導部も協力しています。200名以上の卒業生と父母、教職員など含めて250名以上が参加しています。

(ウ) 福祉活動

福祉相談や障害基礎年金のお知らせや相談、学校祭で「しらかばサロン・ふれあいの市」の出店等を行っています。また、卒業生の暮らしや生活支援を行っています。

(エ) 支部活動

全道に 10 支部（札幌、恵庭・千歳、小樽、苫小牧・室蘭、岩見沢、日高、滝川、釧路、旭川、帯広）を組織し、地区しらかば会や支部独自の活動を行っています。

「しらかば会」には、本部役員が出席して意見交換や情報交換を行い、学校からも進路指導部が出席し、卒業生の相談に応じたり、現況把握に努めたりしています。

事務所：〒001-0045 札幌市北区麻生町 1 丁目 2-10 AA0 麻生 101 号室

連絡先：080-9324-2525（卒業生と父母の会携帯電話）

(2) 職親会

北海道には、21 の地域に職親会が結成されており、その中心に北海道知的障がい者職親連合会があります。職親会は、障がい者の社会自立を図るために、その雇用の拡大と定着を推進することを目的とし、雇用している事業主やこの趣旨に理解・賛同・協力する人々によって構成されています。

主な事業としては、社会啓発、研修活動、就労間口の拡大、合同入社式、就労者表彰等多岐にわたっています。主な事務局は以下のとおりです。

北海道知的障がい者職親連合会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 TEL 011-271-1376

苫小牧市心身障がい者職親会

〒059-1364 苫小牧市北栄町 3 丁目 11 番 4 緑星の里 永光学園内 TEL 0144-55-5838

小樽市知的障がい者職親会

〒047-0156 小樽市桜 4 丁目 3-1 和光学園内 TEL 0134-54-7606

これらの他、室蘭、静内、浦河などにもあります。

(3) 手をつなぐ育成会

知的障がいのある人々を支えるために、1952 年(昭和 27 年)に 3 人の母親の呼び掛けで発足した会です。北海道では 1955 年に発足し、各市町村に「手をつなぐ親の会」が結成されてきました。会の中心は親ですが、医療機関や福祉事業所、学校等多くの市民が関わっています。福祉事業所・住居の運営、講演会、研修会、機関誌の発行等の活動を行っています。全国組織としての「全日本手をつなぐ育成会」を中心に療育手帳制度や年金制度の改善など、福祉制度の充実に貢献しています。

北海道手をつなぐ育成会

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 TEL 011-251-0855

札幌市手をつなぐ育成会

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 6 丁目 2-15 育成会活動センター「いんくる」 2 階

TEL 011-738-2221

5 福祉関係機関

(1) 知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者（18 才以上）やその家族からの様々な相談に応じ医学的、心理学的及び職能的観点から検査・判定を行うとともに、必要な指導・助言を行っています。主な業務は、以下のとおりです。

- ア 就労相談
- イ 法律相談（相続、契約、処遇等）
- ウ 療育手帳、税控除、扶養共済制度、重度医療助成などの相談
- エ 障害基礎年金、福祉手当などの経済給付相談

北海道立心身障がい者総合相談所

<http://www.pref.hokkaido.jp/hfukusi/hf-ssssj/home.htm>

〒064-0944 札幌市中央区円山西町 2 丁目 1-1 TEL 011-613-5401

手をつなぐ相談センターまあち（札幌市知的障がい者更生相談所）

〒062-0934 札幌市豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21

子ども発達支援総合センター 4 階 TEL 011-824-1901

(2) 児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づき各都道府県・政令指定都市に設置されています。18 才未満の児童の相談に応じています。主な業務は以下のとおりです。

- ア 児童の養育に関する相談
- イ 非行の相談
- ウ 障がいについての相談
- エ 児童福祉施設への入所、里親への委託などの措置、児童の一時緊急保護
- オ 障がいの程度の判定、療育相談及び通所指導、検査などの地域における療育システムの中心的存在としての活動

北海道中央児童相談所

〒064-0944 札幌市中央区円山西町 2 丁目 1-1 TEL 011-631-0301

札幌市児童相談所

〒060-0007 札幌市中央区北 7 条西 26 丁目 TEL 011-622-8630

室蘭児童相談所

〒050-0082 室蘭市寿町 1 丁目 6-12 TEL 0143-44-4152

※ 上記の他に、旭川・函館・帯広・釧路・北見・岩見沢にもあります。

(3) 各市区町村の保健福祉課

福祉課は、福祉の中心的な実施機関として、日常生活の様々な相談に応じて福祉サービスの提供を行い、また、各専門機関と連絡をとって各種福祉制度の窓口となります。

※札幌市

中央区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	011-205-3304（直通）
北区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市北区北 24 条西 6 丁目	011-757-2464（直通）
東区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市東区北 11 条東 7 丁目	011-741-2463（直通）
白石区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8	011-861-2608（直通）
厚別区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市厚別区厚別中央 1 条 5 丁目	011-895-2481（直通）
豊平区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目	011-822-2459（直通）
清田区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市清田区平岡 1 条 1 丁目	011-889-2041（直通）

南区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市南区真駒内幸町 2 丁目	011-582-4743 (直通)
西区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市西区琴似 2 条 7 丁目	011-641-6945 (直通)
手稲区役所	障がい福祉課福祉支援係	札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目	011-681-2492 (直通)

※札幌市以外

北広島市役所	保健福祉部福祉課	北広島市中央 4 丁目 2-1	011-372-3311 (内線 2141)
恵庭市役所	保健福祉部障がい福祉課	恵庭市京町 1 番地	0123-33-3131 (内線 1330)
千歳市役所	保健福祉部障がい者支援課	千歳市東雲町 2 丁目 34 番地	0123-24-0251
苫小牧市役所	福祉部障がい福祉課	苫小牧市旭町 4 丁目 5-6	0144-32-6356
室蘭市役所	保健福祉部障害福祉課	室蘭市幸町 1-2	0143-25-1155
江別市役所	福祉課福祉係	江別市高砂町 6 番地	011-382-4141
石狩市役所	障がい福祉課	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41-1 石狩総合保健福祉センター「りんくる」	0133-72-3194
岩見沢市役所	福祉課福祉係	岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1-1	0126-23-4111
新篠津村役場	住民課福祉係	石狩郡新篠津村第 47 線北 13 番地	0126-57-2111
安平町役場	健康福祉課	勇払郡安平町早来大町 95 番地	0145-29-7071
平取町役場	保健福祉課福祉係	沙流郡平取町本町 35-1 ふれあいセンターびらとり	01457-4-6112
新冠町役場	保健福祉課 保健福祉グループ	新冠郡新冠町字北星町 3-2	0146-47-2113
新ひだか町役場 静内庁舎	保健福祉部福祉課 障がい者福祉グループ	日高郡新ひだか町静内御幸町 3 丁目 2-50	0146-26-9003
新ひだか町役場 三石庁舎	町民福祉課	日高郡新ひだか町三石本町 212	0146-33-2111
浦河町役場	保健福祉課	浦河郡浦河町築地 1 丁目 3-1	0146-26-9003
様似町役場	保健福祉課福祉推進係	様似郡様似町大通 1 丁目 21 番地	0146-36-5511
えりも町役場	保健福祉課	幌泉郡えりも町字本町 206	01466-2-4888

(4) 障がい者総合相談支援センター

障がい者総合相談支援センターは、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、保健福祉事務所圏域ごとに設置され、市町村における地域生活支援体制の構築に向けて必要な支援を総合的に行うことを目的としています。障がい者総合相談支援センターでは、障がい者の意思を尊重する視点に立って、生活全般にわたり、必要なサービスを適切に利用できるように支援し、公平性・中立性を確保することを基本方針としています。

圏 域	愛 称	住 所	電話番号
石 狩	夢民 (むうみん)	札幌市北区北 26 条西 3 丁目 1-10-2	011-299-7230
空 知	パーチェ	美唄市東 7 条南 2 丁目 1-2	0126-66-1199
胆 振	るびなす	伊達市舟岡町 334-9	0142-22-3200
日 高	コミット	日高郡新ひだか町静内御幸町 2 丁目 6-7	0146-42-2488

(5) 相談支援事業所

相談支援事業所は、障がいのある方や家族、地域の方たちの、様々な困りごとや悩みごとを聞き、解決方法を一緒に探すところです。日常生活のこと、福祉サービスの利用のこと、家族や友人との人間関係のこと、仕事のこと、病院や施設のことなど、様々な相談に応じてくれます。相談料は無料です。

※札幌市の相談支援事業所

中央区	地域支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目 WEST19 5 階	011-622-1118
	相談室ぽぽ	中央区南 16 条西 7 丁目 2-20 トーヨービル 7F	011-522-4112
北区	相談室ぽらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202	011-757-1871
	相談室つぼみ	北区北 26 条西 3 丁目 1-10-2	011-299-7246
	障がい相談という	北区北 10 条西 2 丁目 9-1 アルファスクエア札幌 北口ビル 201 号	011-776-6109
東区	相談室セーボネス	東区北 41 条東 15 丁目 3-18-503	011-748-3119
	相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1	011-733-3808
白石区	相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1	011-879-5555
	相談室きよさば	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 1 階	011-860-1750
厚別区	ますとびいー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12	011-299-3856
豊平区	相談室きらら	豊平区月寒東 5 条 17 丁目 7-18 フォルテ 301	011-854-4400
	相談室みなみ	豊平区中の島 2 条 1 丁目 2-26-201	011-825-1373
清田区	相談支援事業所ノック	清田区真栄 1 条 2 丁目 1-28 真栄ビル 1F	011-378-4244
南区	ほっと相談センター	南区川沿 2 条 2 丁目 5-37	011-572-2220
	相談支援事業所グリーンハイム	南区石山 933 番地 3	011-591-5211
西区	相談室すきっぷ	西区宮の沢 1 条 4 丁目 7-20-403	011-676-0101
	障がい相談支援センターアウル	西区琴似 2 条 4 丁目 1-24 ヤマチビル 3F	011-676-7631
手稲区	相談室こころ ていね	手稲区前田 2 条 10 丁目 1-7 手稲つむぎの杜内	011-685-2861
	障がい相談あかり	手稲区手稲本町 2 条 4 丁目 4-30 ラ・パルク緑ヶ丘 302	011-215-8253

※札幌市以外の委託相談支援事業所

北広島市	就労支援センターめーでる	北広島市朝日町 2 丁目 6-9	011-372-5525
	生活支援センターみらい	北広島市南町 4 丁目 1-1	011-376-7776
恵庭市	相談支援センターe-ふらっと	恵庭市新町 30 番地 3	0123-33-8222
	こども相談支援室 え〜る	恵庭市黄金南 5 丁目 11 番地 4	0123-34-5200
千歳市	千歳地域生活支援センター	千歳市清水町 4 丁目 15-1	0123-40-6323
苫小牧市	相談支援センターサポート	苫小牧市双葉町 3 丁目 22-8 総合サポートセンター	0144-36-2400
石狩市	相談支援センターぷろっぷ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる内	0133-72-6137
江別市	いきいきセンター障がい者支援センター	江別市大麻沢町 5-6	011-387-5111
岩見沢市	相談支援事業所ふらっと	岩見沢市有明町南 1-1	0126-35-1100
小樽市	相談支援センターさぽーとひろば	小樽市花園町 2 丁目 6-7	0134-31-3636

※その他の相談支援事業所（委託事業所）・指定特定相談支援事業所

札幌市の相談支援事業所（委託事業者）・指定特定相談支援事業所については、Web ページから Excel データで検索できます。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_shiteijigyousyaichiran.html

北海道の相談支援事業所（委託事業者）・指定特定相談支援事業所については、ホームページから Excel データで検索できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jigyousyoshisetsuichiran.html>

6 経済支援

(1) 特別児童扶養手当

ア 障害程度と給付金額

(ア) 身体や精神に中程度以上の障がい（政令で定める程度以上）のある満 20 歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

（支給対象）

日本国内に住所があり、身体や精神に障がいのある児童を養育している方（父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育している方）に支給されます。窓口は 区役所・市町村福祉課です。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、特別児童扶養手当は支給されません。

- ① 対象児童が日本国内に住所がないとき
- ② 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。
- ③ 対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき。

（支給額 令和 5 年 4 月現在）

- ・ 1 級 月額 53,700 円
- ・ 2 級 月額 35,760 円

※ 療育手帳「A」の者は 1 級となるが、「B」の者については医師の診断、本人の状況（必要な介護の程度等）によって判断される。

(イ) 支給制限

扶養親族の数	所得制限額	
	受給者	配偶者および扶養義務者
0 人	4,596,000 円未満	6,287,000 円未満
1 人	4,976,000 円未満	6,536,000 円未満
2 人	5,356,000 円未満	6,749,000 円未満
3 人	5,736,000 円未満	6,962,000 円未満
4 人	6,116,000 円未満	7,175,000 円未満
5 人	6,496,000 円未満	7,388,000 円未満
6 人以上	以後扶養 1 人につき 380,000 円を加算	以後扶養 1 人につき 213,000 円を加算

※受給者とは、障がいがある子の父又は母など直接扶養の義務を負う者である。

※扶養親族の数は、前年度の所得申告時の扶養親族の数である。（手当の対象になる子が前年度にまだ出生しておらず、他に扶養親族がない場合は 0 人になる。）

※受給者、配偶者及び扶養義務者（直系の同居親族）のいずれかの所得が制限額を越える場合は、受給できない。

(2) 障害基礎年金

ア 受給資格

20 歳以上の身体又は精神に中度以上の障がいを持つ者に支給されるが、本人の所得による制限があります。扶養親族がない場合は、次のとおりです。

- (ア) 所得が 4,721,000 円以上～支給されない
- (イ) 所得が 3,704,000 円未満 ～全額支給
- (ウ) 所得が (ア) と (イ) の間の場合～半額支給

扶養者がある場合は、人数に応じて制限額が上がります。

イ 支給額

生活上必要な介護の程度を基本に等級を決定します。1 級は、全面的に介護が必要な者、2 級は、相当程度介護が必要な者となっています。

- ・ 1 級 年額 993,750 円（月額 82,812 円）
 - ・ 2 級 年額 795,000 円（月額 66,250 円）
- （支給額は令和 5 年 4 月現在）

ウ 支給方法

年 6 回（2, 4, 6, 8, 10, 12 月）に 2 か月分ずつ本人に支払われます。

エ 申請手続

申請は、区役所・市町村国民年金課で必要書類を受け取り、精神科医の診断書等必要書類をそろえ国民年金課に提出します。

(3) 障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している保護者（加入時 65 歳未満）が、生存中に一定の掛け金を納付することにより、保護者が万一死亡又は重度の障がいとなった場合、残された障がい者に終身一定額の年金を支給し、障がい者の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

ア 掛金

加入時の年齢により、1 口につき月額 9,300 円～23,300 円まで 7 区分あります。障がいのある者一人につき 2 口まで加入できます。低所得世帯の方には 1 口目の掛け金に対する減免措置があります。

イ 年金額

1 口につき月額 20,000 円を支給

(4) 生活保護

生活保護は、日本国憲法第 25 条に規定される理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としています。

保護は、生活扶助とその他の扶助（教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭）に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用されます。保護費は、原則として金銭で支給されます。窓口は、区役所・市町村福祉課です。

(5) 税金の控除減免

次の場合、各税金の減免を受けることができます。

区 分	要 件	程 度	控除・減免額	問い合わせ先
所得税	本人、配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	療育手帳 A	40 万円	各税務署
		療育手帳 B	27 万円	
		※特別障がい者同居扶養控除 35 万円加算		
住民税	本人、配偶者又は不要親族に障がいがある場合	療育手帳 A	30 万円	各 市 町 村 住民税担当課
		療育手帳 B	26 万円	
		※特別障がい者同居扶養控除 23 万円加算 ※前年度 125 万円以下の障がい者は非課税の扱いとする		
相続税	障がいのある法定相続人が相続又は遺贈により財産を取得した場合	85 歳に達するまでの年数に 10 万円（療育手帳 A の場合は 20 万円を乗じた額）		各税務署

※その他の税 「贈与税」～各税務署、「自動車税、自動車取得税」～道税事務所、支庁税務課

7 成年後見制度

認知症や知的障がいのある人の財産の散逸を防ぎ、必要なサービスを受けることができるようにするのが成年後見制度です。対象は成人で、「一定の精神上的障がい」があり、判断能力に困難を伴う方です。

成年後見は、障がい者の判断能力に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分かれます。その障がい者にはどれがふさわしいのかは、医師の判断を中心に、申し立てる人の意見を聞きながら裁判所が判断して決めます。類型別の支援の内容は次のようなものです。

- ・補助・・・日常生活はだいたい自分一人で困らずにできるが、少し不安がある場合の支援。例えば、悪徳商法の被害にあったことがある人・あいやすい人、借金やローンの仕組み等を理解することが困難な人への支援です。
- ・保佐・・・普段の買い物くらいはできるが、金を借りたり、保証人になったり、不動産を手に入れたり、売却したり、家を新築したり改築したり、遺産を相続したり放棄したり、ということを行って行くのが難しい人への支援です。
- ・後見・・・そもそも日常生活を送る上で、買い物をしたり、福祉サービスの契約をしたりという「法律行為」の意味を理解することが困難な人への支援です。

《後見人には、次のような権利があります》

- ・取消権・・・障がいのある本人が行った法律行為が、実はだまされているのではないかと、損しているのではないと思われるとき、それを取り消すことができる権利。
- ・同意権・・・障がいのある本人が行う法律行為の有効性を判断する権限。
- ・代理権・・・障がいのある本人が行う法律行為（買い物、福祉サービスの契約、遺産相続寄付等いろいろ）を本人の代わりに行う権限。

種 類	代理人	同意権	取消権
補 助	△	△	△
保 佐	△	○	○
後 見	○	○	○

○：全面的に権利がある
△：本人の同意が必要

後見の申立ては、障がいのある本人や配偶者（夫、妻）、父母、4親等以内の親族（兄弟姉妹、祖父母、叔父叔母、いとこ）等が、家庭裁判所で行います。身寄りのない人の場合は、市区町村長が申し立てることもできます。こうした申立てを受けて、家庭裁判所が必要かどうかを判断します。

後見人には、親、兄弟、親戚の人になることができ、現在、障がいのある人や認知症のお年寄りの後見人の8割は親族がやっています。それ以外の後見人としては、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門家がやっている場合がほとんどです。専門家にお願いするのは様々な面で安心ですが、お金が掛かります。

IV 個別の教育プラン

1 個別の教育プランとは

本校では、「ニーズシート」「フェイスシート」「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「移行支援計画」「通知表」を『個別の教育プラン』という一連の様式に集約して、生徒の実態や育的ニーズの把握から、指導・支援の計画、評価までを行っています。作成した「個別の指導計画」を基に指導者間の共通理解を図ったり、「個別の教育支援計画」や「移行支援計画」を基に家庭や支援機関と連携を図ったりすることにより指導・支援の充実に努めています。

2 保管と返却について

- (1) 卒業時に、卒業支援の活用のための同意書原本と「フェイスシート」「教育支援計画」「移行支援計画」を1部コピーして、進路指導部作成の個人台帳として進路指導部が保管します。
- (2) 他の同意書、作成したシート、中学校から引き継いでいる支援計画があれば、卒業式の日に保護者に返却します。

V 本校における卒業後支援

1 卒業後支援のねらい

社会人として地域社会の中で豊かに生活していくためには、卒業後新しい環境の中で生じる問題を解決していくことが重要です。卒業生がいろいろな問題に直面したとき、生活や働く上での悩みを相談するための相談・支援機関は徐々に整備されてきたものの、まだ不十分であり、学校も卒業生の就労や地域生活を支援することが必要と考えます。

本校では、卒業生の充実した就労生活の確立と卒業生が抱えている諸問題の解決や、在校生への指導にフィードバックすることをねらいとして、全職員の共通理解と協力の下、下記の内容で卒業後3年間支援を行っています。

- (1) 働くことへの支援（企業就労・福祉的就労、定着支援）
- (2) 余暇活用への支援
- (3) 人間関係円滑化への支援

2 卒業後支援の方針

- (1) 卒業後支援は原則として3年間行うが、必要に応じて継続します。また、希望があれば卒業3年を過ぎる場合には、相談支援事業所へ繋げる。
- (2) 全職員の理解と協力を基本として卒業後支援の計画・実施に当たる。
- (3) 卒業生の実態を把握するとともに、個々に応じた支援を行う。
- (4) 社会参加を促進するために、家庭・職場・福祉サービス事業所・関係機関との連携と協力を深める。
- (5) 卒業生の実態調査、現況報告等を計画的に実施する。

3 卒後支援の方法と内容

支援方法		支 援 内 容
訪問による支援	巡回（定期・特別）	(ア) 卒業後3年間、進路先へ（生活の場も含む）年に2～3回、定期的に巡回訪問を行う。 (イ) 問題が生じたときや要請があったときには、迅速に対応する。 (ウ) 問題発生時は、その場で指導できることは指導し、家庭や進路先と連絡を取り合いながらその改善に努める。 (エ) 3年間の支援が終了するときには訪問し、さらに継続した支援が必要かを確認し、必要であれば相談支援事業所へつなげる。 (オ) 支援期間が終了した後でも、学校の紹介で再就職した場合は必要に応じて訪問する。
招集による支援	青年学級	(ア) 余暇の有意義な活用を図るために、卒業生に呼び掛け、趣味を広げる活動を行う。内容は、体育的・文化的活動で、社会施設を利用して行う。 (イ) 会費は、昼食代を含めて2,000円程度とする。 (ウ) 回数は、年間4回程度とし、主に日曜日に行う。 (エ) 年度末にしらかば青年学級の「1年のあゆみ」を発行し、希望者に配付する。
	同窓会	(ア) 総会、入会式 入会式は、卒業式当日に卒業生を対象に行う。総会も同日に行う。 (イ) 幹事会 各回生の幹事が、年1～2回集まり、青年学級の内容、同窓会行事、学校行事への協力について話し合う。
	各地のしらかば会	「しらかば卒業生と父母の会」主催の各地の支部しらかば会に学校職員が出席し、卒業生の現況を伺い、必要であれば相談等に応じる。
	一泊旅行	(ア) 卒業後3年対象 5月の「しらかばだより」で案内し、8月下旬の土、日曜日に1泊2日で行う。 (イ) 「しらかば卒業生と父母の会」主催一泊旅行 7月上旬の土、日曜日に1泊2日で行う。進路指導部が協力し、現旧職員も参加する。
文書による支援	しらかばだより	各学期に1回（年3回）新卒版、卒業生版、新卒保護者版の3種類の「しらかばだより」を発行し、各時期に必要なに応じた情報を提供する。 (ア) 新卒版 同期の卒業生の様子の他、職場定着に関することを重点に仕事面、生活面、対人面、金銭管理、余暇など具体的な事例を中心とした内容。 (イ) 卒業生版 卒業生の動向、青年学級の案内の他、社会人としてのマナーや必要な知識。 (ウ) 新卒保護者版 卒後支援の概要、障がい基礎年金などの福祉情報、卒業生の状況などの他に、新卒保護者版には雇用援護制度、職場定着に向けての情報等を加える。 (エ) その他 卒業生には、旧ホームルーム担任を中心に、一人一人にコメントを書く。卒業後3年が過ぎた卒業生にも、希望があれば郵送費実費で送付する。
その他の支援		(ア) 卒業後3年間で退職したときには、各機関との連携の下、その後の進路を支援・検討する。 (イ) 新卒者が雇用されていたり、利用している事業所には、「卒後支援について」（お願い）の文書を出す。

4 卒後支援の留意点

- (1) 職場と家庭、本人の間で連携を十分に図り、客観的事態を把握し支援を行います。
- (2) 家庭または職場との行き違い等が懸念されるときは、家庭または職場を訪問し適切な対応を行います。
- (3) 卒業生や保護者の要望を関係諸機関に伝え、望ましい方向に進めるようにコーディネーターとしての役割を果たすように努めます。

5 その他

- (1) 現況報告（卒業後3年間の経過）
定期巡回・特別巡回や各地区のしらかば会などで得た卒業生の状況から、在校生の進路指導に参考となるよう職員を対象に現況報告会を行っています。
- (2) 卒業生実態調査
原則として5年に一度、本人・保護者・企業・福祉サービス事業所を対象にアンケートを依頼し、その結果を進路指導の参考としています。さらに、行政等への働き掛けの資料としています。

～資料～

1 卒業時点での進路状況

回生 (年度)	就 職	家業従事	入 所	通 所	家事手伝	進学	その他	卒業生数
1 (S42)	13 (43.4)		1 (3.3)	6 (20.0)	9 (30.0)		1 (3.3)	30
2 (S43)	23 (62.2)	2 (5.4)	2 (5.4)	6 (16.2)	3 (8.1)		1 (2.7)	37
3 (S44)	28 (65.1)	3 (7.0)	7 (16.3)	1 (2.3)	3 (7.0)		1 (2.3)	43
4 (S45)	29 (69.0)	1 (2.4)	7 (16.7)		4 (9.5)		1 (2.4)	42
5 (S46)	28 (75.7)	1 (2.7)	3 (8.1)	1 (2.7)	3 (8.1)		1 (2.7)	37
6 (S47)	30 (78.9)	1 (2.6)	2 (5.3)		2 (5.3)		3 (7.9)	38
7 (S48)	35 (87.5)	1 (2.5)	1 (2.5)		1 (2.5)		2 (5.0)	40
8 (S49)	40 (87.0)	2 (4.3)	3 (6.5)		1 (2.2)			46
9 (S50)	47 (100.0)							47
10 (S51)	48 (90.6)	1 (1.9)		1 (1.9)	3 (5.6)			53
11 (S52)	50 (90.2)	1 (1.9)		1 (1.9)			2 (3.7)	54
12 (S53)	53 (100.0)							53
13 (S54)	51 (94.4)			1 (1.9)	2 (3.7)			54
14 (S55)	49 (90.6)	1 (1.9)	2 (3.7)	1 (1.9)			1 (1.9)	54
15 (S56)	50 (94.3)		1 (1.9)		1 (1.9)		1 (1.9)	53
16 (S57)	46 (83.6)	2 (3.6)	1 (1.8)	3 (5.5)	3 (5.5)			55
17 (S58)	50 (89.3)		2 (3.6)	1 (1.8)	3 (5.3)			56
18 (S59)	46 (82.1)	1 (1.8)	2 (3.6)	5 (8.9)	1 (1.8)		1 (1.8)	56
19 (S60)	49 (94.3)			1 (1.9)	2 (3.8)			52
20 (S61)	41 (74.5)	2 (3.6)	3 (5.5)	5 (9.1)	4 (7.3)			55
21 (S62)	44 (81.5)		4 (7.4)	5 (9.3)	1 (1.8)			54
22 (S63)	50 (87.7)		3 (5.3)	4 (7.0)				57
23 (H元)	51 (89.5)		2 (3.5)	4 (7.0)				57
24 (H2)	47 (78.4)		5 (8.3)	5 (8.3)			3 (5.0)	60
25 (H3)	70 (81.4)	2 (2.3)	4 (4.7)	8 (9.3)			2 (2.3)	86
26 (H4)	43 (89.6)		3 (6.3)				2 (4.1)	48
27 (H5)	41 (59.4)	1 (1.5)	7 (10.1)	20 (29.0)				69
28 (H6)	37 (54.4)		8 (11.8)	14 (20.6)			9 (13.2)	68
29 (H7)	40 (61.5)		6 (9.2)	18 (27.7)			1 (1.6)	65
30 (H8)	22 (36.1)		16 (26.2)	20 (32.8)		2 (3.3)	1 (1.6)	61
31 (H9)	38 (56.8)		8 (11.9)	20 (29.9)	1 (1.5)			67
32 (H10)	31 (50.9)		6 (9.8)	20 (32.8)			4 (6.5)	61
33 (H11)	31 (50.8)		6 (9.8)	21 (34.4)		1 (1.6)	2 (3.4)	61
34 (H12)	28 (54.4)		2 (3.8)	17 (32.1)	1 (1.8)	2 (3.8)	3 (5.7)	53
35 (H13)	25 (45.5)		9 (16.3)	15 (27.3)	1 (1.8)	3 (5.5)	2 (3.7)	55
36 (H14)	27 (45.0)		6 (10.0)	19 (31.6)		4 (6.7)	4 (6.7)	60
37 (H15)	24 (45.3)		3 (5.6)	22 (41.5)		2 (3.8)	2 (3.8)	53
38 (H16)	21 (39.0)		4 (7.4)	23 (42.5)		2 (3.7)	4 (7.4)	54
39 (H17)	28 (49.1)		2 (3.5)	19 (33.3)		3 (5.3)	5 (8.8)	57
40 (H18)	29 (49.2)		1 (1.7)	25 (42.3)		2 (3.4)	2 (3.4)	59
41 (H19)	27 (54.0)		2 (4.0)	16 (32.0)		1 (2.0)	4 (8.0)	50
42 (H20)	26 (47.3)		4 (7.3)	23 (41.8)		1 (1.8)	1 (1.8)	55
43 (H21)	22 (38.6)		3 (5.3)	29 (50.8)		1 (1.8)	2 (3.5)	57
44 (H22)	21 (43.7)			25 (52.1)		1 (2.1)	1 (2.1)	48
45 (H23)	22 (40.7)			31 (57.4)			1 (1.9)	54
46 (H24)	25 (45.5)		1 (1.8)	25 (45.5)			4 (7.2)	55
47 (H25)	20 (37.0)			33 (61.1)			1 (1.9)	54
48 (H26)	15 (28.3)			35 (66.0)		1 (1.9)	2 (3.8)	53
49 (H27)	24 (44.4)		2 (3.7)	26 (48.1)		2 (3.7)		54
50 (H28)	32 (60.4)			19 (35.8)		1 (1.9)	1 (1.9)	53
51 (H29)	23 (42.6)		1 (1.9)	23 (42.6)		3 (5.6)	4 (7.4)	54
52 (H30)	28 (54.9)		1 (2.0)	21 (41.2)		1 (2.0)	(0.0)	51
53 (H31)	24 (52.2)		1 (2.2)	18 (39.1)	1 (2.2)	1 (2.2)	1 (2.2)	46
54 (R2)	25 (49.0)		1 (2.0)	20 (39.2)		3 (5.9)	2 (3.9)	51
55 (R3)	26 (56.5)		2 (4.3)	17 (37.0)			1 (2.2)	46
56 (R4)	19 (41.3)		2 (4.3)	20 (43.5)		5 (10.9)		46
計	1,893 (64.3)	22 (0.7)	160 (5.4)	693 (23.5)	50 (1.7)	42 (1.1)	86 (2.9)	2,946

2 一般就労者の業種

(卒業時点)

進路先	卒業 年度 回 生	一 般 就 労																			就労者数		
		農 牧 業 及 び 関 連 サ ー ビ ス 業	建 築 ・ 塗 装 業	製 造 業							サービス業							公務員（公的機関）					
				鉄 工 ・ 金 属 製 品 製 造 業	木 工 業 （ 製 材 ・ 木 製 品 家 具 ）	紙 工 業	コ ン ク リ ー ト 業	製 せん 維 ・ 衣 類 製 造 業	皮 革 ・ ゴ ム ・ 化 学 製 品 製 造 業	製 菓 ・ 製 パ ン 業	食 品 製 造 ・ 加 工 業	そ の 他 の 製 造 業	運 輸 業	卸 売 ・ 小 売 業	宿 泊 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	ク リ ー ニ ン グ 業	医 療 ・ 福 祉		自 動 車 関 連 サ ー ビ ス 業	リ サ イ ク ル 業		そ の 他 の サ ー ビ ス 業	
1 S42		1			1	2					2	1						1		4	1	13	
2 S43			1	1	3	1					6		1				5		1		4	23	
3 S44					2			2			10	1	3				10					28	
4 S45				2	5	2			1		8	4	1				5				1	29	
5 S46	1			1	7	1	1	2			4	2					7		1			28	
6 S47			2	4	3	5	2				6	1	1				3		2		1	30	
7 S48			4		7	1	2	4	1		4	4					6		1		1	35	
8 S49					15	3	2	1			6	5	1				5		1			40	
9 S50			1	2	11	3	2	1			10	5	1				7				4	47	
10 S51				2	14	3	2	2			9	1					14				1	48	
11 S52	2			2	14	1	2				5	9	3				11		1			50	
12 S53			1	2	11	1	1	1	2		8	8					14				4	53	
13 S54					12	3					13	5					14		2		2	51	
14 S55	1			1	7	1		2			9	10					17		1			49	
15 S56	1	1			10	1	1		2		6	8					16		2		2	50	
16 S57			1	1	9	2	2	1	2		7	5					11				5	46	
17 S58	1	1			12	2	1				3	8				3	15		1		3	50	
18 S59	1	2		1	17	1		5	1			7				1	8				2	46	
19 S60	1			1	13	1		2	2		3	12			1	2	10				1	49	
20 S61	1	3			9	1		2			4	9					11				1	41	
21 S62	1				11	1	1			2	3	17				1	4		1		2	44	
22 S63			1		6	3				1	4	18				1	12		1		3	50	
23 H1	1			1	12	1		1	1		4	17					9		3		1	51	
24 H2			2	3	9	2				1	6	11	2			1	7		1		2	47	
25 H3	1	2		2	16		1			1	9	12	1		1	1	17		4		2	70	
26 H4					10	2					13	10					7				1	43	
27 H5			2	1	10						6	9					10		2		1	41	
28 H6					6	1				2	5	8					13		1		1	37	
29 H7			2		8						16	1					8				1	40	
30 H8				1	2	1					2	7					8				1	22	
31 H9			2		7	1					5	12			2	1	4	1	2		1	38	
32 H10	1				5						2	11				3	4			1	4	31	
33 H11	1			2	1							6		2	8	1	3	2	1		4	31	
34 H12	1	1			1					1		5		2	7	3	3	1			3	28	
35 H13			1	3						1	1	9			5	1	1			1	2	25	
36 H14			1								1	8		2	5	1	4			2	3	27	
37 H15			1							1	2	7		2	3	3	2	1		1	1	24	
38 H16	1	1			1							3		2	8		4	1				21	
39 H17					1						1	4	1	1	11	1	4			1	3	28	
40 H18				1							2	1		3	11	1	4	3		2	1	29	
41 H19			1	1	2						2	2		1	10	2	2	1	1	1	1	27	
42 H20	1					1						2		4	11	4			1	1	1	26	
43 H21			1			1					1	3	2	1	6	1		1		2	1	22	
44 H22	1	1									3	4			5	2	1	1			1	21	
45 H23												8	1	2	8	1	1					22	
46 H24			1								2	2		7	9	1		2			1	25	
47 H25											4	4		1	5	1		3			2	20	
48 H26											1	2	1	3	6						2	15	
49 H27			1		2						1	1		8	7			1	1		2	24	
50 H28	2	2	1								4	2		8	7	3		1			2	32	
51 H29											3	1	1	5	6	2	2		1		2	23	
52 H30			1	1							4	1	1	7	6		1	5			1	28	
53 H31											1	4		10	5	1	1	1			1	24	
54 R2			1		1						1	2	1	5	10	2	1	1				25	
55 R3											2	4	1	4	10			3	1		1	26	
56 R4											2	3	2	5	6				1			19	
合計			21	42	37	292	50	20	26	22	236	326	25	85	182	42	326	29	34	14	93	8	1893

※札幌市の相談支援事業所

中央区	地域支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目 WEST19 5 階	011-622-1118
	相談室ぼぼ	中央区南 16 条西 7 丁目 2-20 トコビル 7F	011-522-4112
北区	相談室ぼらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202	011-757-1871
	相談室つぼみ	北区北 26 条西 3 丁目 1-10-2	011-299-7246
	障がい相談という	北区北 10 条西 2 丁目 9-1 アルファスクエア札幌 北口ビル 201 号	011-776-6109
東区	相談室セーボネス	東区北 41 条東 15 丁目 3-18-503	011-748-3119
	相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1	011-733-3808
白石区	相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1	011-879-5555
	相談室きよさぼ	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 1 階	011-860-1750
厚別区	ますとびいー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12	011-299-3856
豊平区	相談室きらら	豊平区月寒東 5 条 17 丁目 7-18 フォルテ 301	011-854-4400
	相談室みなみ	豊平区中の島 2 条 1 丁目 2-26-201	011-825-1373
清田区	相談支援事業所ノック	清田区真栄 1 条 2 丁目 1-28 真栄ビル 1F	011-378-4244
南区	ほっと相談センター	南区川沿 2 条 2 丁目 5-37	011-572-2220
	相談支援事業所グリーンハイム	南区石山 933 番地 3	011-591-5211
西区	相談室すきっぷ	西区宮の沢 1 条 4 丁目 7-20-403	011-676-0101
	障がい相談支援センターアウル	西区琴似 2 条 4 丁目 1-24 ヤマチビル 3F	011-676-7631
手稲区	相談室こころ ていね	手稲区前田 2 条 10 丁目 1-7 手稲つむぎの杜内	011-685-2861
	障がい相談あかり	手稲区手稲本町 2 条 4 丁目 4-30 ラ・パルク緑ヶ丘 302	011-215-8253

※札幌市以外の委託相談支援事業所

北広島市	就労支援センターめーでる	北広島市朝日町 2 丁目 6-9	011-372-5525
	生活支援センターみらい	北広島市南町 4 丁目 1-1	011-376-7776
恵庭市	相談支援センターe-ふらっと	恵庭市新町 30 番地 3	0123-33-8222
	こども相談支援室 え〜る	恵庭市黄金南 5 丁目 11 番地 4	0123-34-5200
千歳市	千歳地域生活支援センター	千歳市清水町 4 丁目 15-1	0123-40-6323
苫小牧市	相談支援センターサポート	苫小牧市双葉町 3 丁目 22-8 総合サポートセンター	0144-36-2400
石狩市	相談支援センターぷろっぷ	石狩市花川北 6 条 1 丁目 41 番地 1 りんくる内	0133-72-6137
江別市	いきいきセンター障がい者支援センター	江別市大麻沢町 5-6	011-387-5111
岩見沢市	相談支援事業所ふらっと	岩見沢市有明町南 1-1	0126-35-1100
小樽市	相談支援センターさぽーとひろば	小樽市花園町 2 丁目 6-7	0134-31-3636

※その他の相談支援事業所（委託事業所）・指定特定相談支援事業所

札幌市の相談支援事業所（委託事業者）・指定特定相談支援事業所については、Web ページから Excel データで検索できます。

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_shiteijigyousyaichiran.html

北海道の相談支援事業所（委託事業者）・指定特定相談支援事業所については、ホームページから Excel データで検索できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/jigyousyoshisetsuichiran.html>